

令和4年第4回大仙市議会定例会会議録第3号

令和4年12月7日（水曜日）

議事日程第3号

令和4年12月7日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第143号 大仙市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 3 議案第144号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 4 議案第145号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第146号 大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第147号 大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第148号 大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第149号 大仙市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第150号 大仙市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第10 議案第151号 太田北部墓園の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）
- 第11 議案第152号 太田東部墓園の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）

|       |             |  |            |
|-------|-------------|--|------------|
| 第 1 2 | 議案第 1 5 3 号 | 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について             | (質疑・委員会付託) |
| 第 1 3 | 議案第 1 5 4 号 | 大仙市八乙女交流センターの指定管理者の指定について                        | (質疑・委員会付託) |
| 第 1 4 | 議案第 1 5 5 号 | 大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について       | (質疑・委員会付託) |
| 第 1 5 | 議案第 1 5 6 号 | 八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定について                           | (質疑・委員会付託) |
| 第 1 6 | 議案第 1 5 7 号 | 神岡中央公園（屋内多目的施設）等の指定管理者の指定について                    | (質疑・委員会付託) |
| 第 1 7 | 議案第 1 5 8 号 | 大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者の指定について                    | (質疑・委員会付託) |
| 第 1 8 | 議案第 1 5 9 号 | 大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者の指定について         | (質疑・委員会付託) |
| 第 1 9 | 議案第 1 6 0 号 | 令和 4 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について                 | (質疑・委員会付託) |
| 第 2 0 | 議案第 1 6 1 号 | 秋田県及び大仙市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について      | (質疑・委員会付託) |
| 第 2 1 | 議案第 1 6 2 号 | 令和 4 年度大仙市一般会計補正予算（第 8 号）                        | (質疑・委員会付託) |
| 第 2 2 | 議案第 1 6 3 号 | 令和 4 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 3 号）                  | (質疑・委員会付託) |
| 第 2 3 | 陳情第 1 3 号   | 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情         | (委員会付託)    |
| 第 2 4 | 陳情第 1 4 号   | 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情 | (委員会付託)    |
| 第 2 5 | 陳情第 1 5 号   | 介護保険制度の改善を求める陳情書                                 | (委員会付託)    |
| 第 2 6 | 陳情第 1 6 号   | 学校部活動の地域移行に関する陳情書                                | (委員会付託)    |

出席議員（22人）

|     |      |     |       |     |      |
|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 佐藤芳雄 | 2番  | 戸嶋貴美子 | 3番  | 佐藤文子 |
| 4番  | 佐藤隆盛 | 5番  | 挽野利恵  | 6番  | 秩父博樹 |
| 7番  | 青柳友哉 | 8番  | 安達成年  | 9番  | 高橋徳久 |
| 11番 | 橋本琢史 | 12番 | 小笠原昌作 | 13番 | 小松栄治 |
| 14番 | 本間輝男 | 15番 | 佐藤育男  | 16番 | 山谷喜元 |
| 17番 | 石塚 柏 | 18番 | 高橋敏英  | 19番 | 橋村 誠 |
| 20番 | 渡邊秀俊 | 21番 | 金谷道男  | 22番 | 大山利吉 |
| 23番 | 鎌田 正 |     |       |     |      |

---

欠席議員（2人）

10番 古谷武美      24番 後藤 健

---

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

---

説明のため出席した者

|            |      |           |       |
|------------|------|-----------|-------|
| 市 長        | 老松博行 | 副 市 長     | 佐藤芳彦  |
| 副 市 長      | 今野功成 | 教 育 長     | 伊藤雅己  |
| 代表監査委員     | 武田哲也 | 上下水道事業管理者 | 舛谷祐幸  |
| 総務部長       | 福原勝人 | 企画部長      | 伊藤公晃  |
| 市民部長       | 谷口藤美 | 健康福祉部長    | 佐々木隆幸 |
| 農林部長       | 渡辺重美 | 経済産業部長    | 富樫真司  |
| 観光文化スポーツ部長 | 伊藤優俊 | 建設部長      | 佐々木英樹 |
| 病院事務長      | 今 久  | 教育委員会事務局長 | 築地 高  |
| 総務部次長兼総務課長 | 小林孝至 |           |       |

---

議会事務局職員出席者

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 局 長 | 斎藤秋彦  | 主 幹 | 佐藤和人 |
| 主 幹 | 佐々木孝子 | 主 査 | 藤澤正信 |
| 主 任 | 小山田竜司 |     |      |

---

午前10時 開 議

○副議長（佐藤芳雄） おはようございます。

議長に事故がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は10番古谷武美議員、24番後藤健議員であります。

---

○副議長（佐藤芳雄） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

---

○副議長（佐藤芳雄） 日程第1、本会議第2日目に引き続き、一般質問を行います。

20番渡邊秀俊議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 渡邊秀俊議員。

【20番 渡邊秀俊議員 登壇】

○副議長（佐藤芳雄） 1番の項目について質問を許します。

○20番（渡邊秀俊） おはようございます。一般質問をいたします。

人口減少対策についてであります。

大仙市が誕生した平成17年の人口は9万3千人、今、20年近くたちました今年の令和4年現在は7万7千人。20年程度後の2045年には人口が4万8千人と推計されております。2万人ほど人口が減り続けておりますけれども、今から20年前と現在では、スマホとパソコンが普及しましたが、地域社会の在り方は大体今と同じような形態を保ってございました。想像してみてください。20年後、段々と高齢化が進み、今より人口が半分近く少なくなるその時に、我々を取り巻く地域社会はどうなっているのでしょうか。集落の機能は、農協や商工会、土地改良区、森林組合や共済組合は、うまく機能しているか。水道や下水道、道路や雪対策は、どうなっているのか。

人口減少は、社会が成熟した結果、文化が栄えることだからそんなに心配することではないという意見もあります。が、それは人口が集中する一部の地域であり、大半を占めるその周辺地域は高齢化・過疎化に拍車が掛かることは容易に想像がつくところであります。

人口減少問題は、40年ほど前からどうにかしなければならないと議論され、国・県それぞれ対策を講じてきたことと思いますけれども、目立った効果は現われておりません。大仙市でも医療、保育料の無償化をはじめとして子育ての環境整備を整える施策は高い評価を得ているものの、目立った効果は上がっておりません。

人口増の対策の成果が分かるには、実施してから20年かかるといわれております。ここで人口増に関する新聞記事を引用させていただきます。

一つは、国家としての取り組み。ハンガリーが国家を挙げて少子化対策に国内総生産（GDP）の5パーセントを投入した施策「出産ローン」についてであります。

出産を控えた夫婦が日本円で360万円を金融機関から無利子で借りられ、5年以内に子どもが生まれると返済が3年間猶予され、2番目の子どもが生まれるとさらに3年間の猶予がされ、3人目が生まれれば全額返済不要、4人以上の子どもに恵まれた女性は所得税の生涯免除、これを2019年に始めたところ、それまで女性が一生に産む子どもの数、出生率1.28まで落ち続けた出生率が1年後の2020年には1.55まで上向いたとのこと。国内外からいろいろ意見はありましたが、国内の若い世代からは、おおむね好評であるという記事でした。

国家がここまでやれば1年でそうそうと効果が出るものかと思えます。今1.55が早晩増加につながることは容易に予想されます。

もう一つ、これは参考になるのではと思います。山形県の三川町、出生率が2008年には1.26、これが2015年には2.17、1年後の2018年は2.25を示しております。人口維持に必要とされる2.07を上回っております。三川町では、第1子を出産すると10万円、2人目は30万円、3人目以降は50万円の出産祝金を支給し、金銭面で子どもの数を我慢する人の背中を一生懸命押す政策で結果を出している町であるとのこと。

もう一つ、95年から2020年にかけての出生数の減少率が青森では51パーセント、岩手では48パーセント、それを抑え秋田は55パーセントと、全国で一番の出生数の減少率であります。残念な数字に見られるように「大変だ」「大変だ」。ではどうする。国に任せろ、県に任せろ、それで良いのか、何とかなるのか。なりません。非常事であるコロナ対策では、潤沢な資金で対応し、反復を繰り返しながらもいづらか収束の兆しが見えてまいりました。では、高齢化、少子化が急速に進展する今の社会は、非常時ではないのでしょうか。

非常時も40年近く経つと日常の感覚になってしまいます。市では、非常事に使う財政調整基金、かつては一桁で30億を目標に財政規律を保ってまいりましたが、それが今年度末では38億まで積み立てることができました。山形でできたことが秋田でできないことはありません。ほかにも工夫して出生率を上げ、人口減に歯止めをかけた地区を参考にし、大仙独自の人口増加策の制度ができないのか、制度化する時を逃がすべきではないのではないかと伺います。

少子化は40年前から続いている非常事態です。国家が本気で取り組めば1年で、小さな自治体でも工夫次第で7年後には目に見える効果が現われることが実証されております。例えば第1子が誕生すると30万、第2子には50万を2年間、第3子以降は100万円を3年間、出生祝い金を支給するような仕組みはできないものでしょうか。子育て環境の整備はもとより、経済面でも応援してくれるのなら大仙市に住んでみようか、強い動機づけになるかと思われまます。お考えを伺います。

○副議長（佐藤芳雄） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 渡邊秀俊議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、人口減少対策についてであります。大仙市の人口は、昭和30年をピークに減少し続け、平成12年に10万人を割り込んでからは、年間約千人のペースで減少を続けております。今後、同様の傾向で推移した場合、議員ご指摘のとおり、令和27年には4万8千人まで減少するものと推計されており、これに伴う消費の縮小や生産性の低下による地域経済への影響のほか、共助や地域コミュニティの維持が困難となるなど、様々な影響が生ずるものと懸念されております。

これを受け、市では、平成28年3月に将来の目標人口を定めた「大仙市人口ビジョン」と、その実現に向けた方策を示す「大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の抑制と地方創生の実現に向けた多岐にわたる施策を進めているところであります。

このうち子育て支援につきましては、令和元年9月に設置した「子育て支援制度等検討会議」におきまして、結婚から出産、子育てに至るまで、子育て世代に寄り添った切れ目のない支援制度の構築を目指し、様々な観点から検討を行ってきたところであり、その結果、県内のみならず、全国的に見ても手厚い支援体系を構築できたものと捉えております。

こうした取り組みの成果として、市政評価において「結婚・子育て支援に関する満足度」が大幅に上昇するとともに、直近の国勢調査年であります令和2年の人口が推計値を上回ったほか、5年ごとに公表される人口動態統計において、直近の合計特殊出生率が1.42と前回公表値から0.03ポイント上昇するなど、明るい材料も見え始めております。

一方で、依然として20代を中心とした若年層、とりわけ女性の転出超過が続いているほか、未婚化や晩婚化のさらなる進行に加え、婚姻届出件数が昨年度から大幅な減少を示すなど、婚姻と出生が密接に結びついている我が国の社会通念に鑑みれば、将来への深刻な影響が懸念されているところであります。

ご案内のとおり、出生数の増加には、経済的支援も含め、子育て世代が子どもを産み育てていくことに憂いの少ない環境を総合的に整えていくことが必要であります。その前提として、母親候補となる女性をはじめ、若年層の定住を促進していくことが極めて重要であります。

こうしたことから、若年女性が希望する職種の拡充や企業の誘致、キャリア形成と子育ての両立など、若者がライフデザインを描ける環境づくりを進めるとともに、現在策定を進めている次期移住・定住促進アクションプランの下、移住・定住の決断に当たり重要な要素となる「暮らし」や「しごと」を中心に、若者に選ばれるまちづくりに重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

併せて、減少著しい婚姻数の回復に向け、出会いの機会創出や情報発信の強化など、いわゆる「川上対策」にも力を入れていくほか、子どもの医療費助成や保育料の一部無償化などの経済的支援や、「仕事と子育ての両立」を後押しする放課後児童クラブなどの子育て環境の充実強化に加え、出産祝い金についても国の「出産・子育て応援交付金」との整合を図るなど、子育てに安心と喜びを感じられる制度構築に、より一層努めてまいります。

長引くコロナ禍や円安、ロシアによるウクライナ侵攻など先行きが不透明な時代であります。こうした時代だからこそ、未来を見据えた効果的な投資という視点で施策の「選択」と「集中」を図っていく必要があると考えております。その最たるものが子どもや子育て世帯への投資であり、市のあらゆる施策にそうした目線を加えるとともに、議員ご指摘のとおり、出生数の増加や合計特殊出生率の向上を実現している全国の先行事例をさらに調査・研究しながら、より効果的な施策を検討してまいりたいと考えてお

ります。

人口ビジョンでは、「現在の人口減少社会は、人々がそれぞれの価値観で判断し、選択し、積み重ねてきた結果である。そうであれば、今を生きる私たちがこの問題にいかにして取り組むかで未来を選択できる」と結んでおります。人口減少問題は一朝一夕には解決できない大きな課題ではありますが、あらゆる施策を総動員し、引き続き市民の皆様とともに「未来につなげるだいせん創生」に全力で取り組んでまいります。

【老松市長 降壇】

○副議長（佐藤芳雄） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 渡邊秀俊議員。

○20番（渡邊秀俊） 子育て支援は、大仙市は拡充しているということはみんな自覚しているんですよ。ただ、今回の質問は、今1.42の出生率を2以上にどうやって上げるか、子育てでなく、その前の段階にどうやって取り組むかという質問なわけです。ただ今、出産祝い金については、国との調整をうんぬんとありましたけれども、それを待っているのでは、おそらく国も小出しの政策しかないかと思っておりますので、もう少し思い切った取り組みが必要なのではないかと思います。その辺について改めて、特に出産祝い金についての取り組みについてお願いします。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 渡邊秀俊議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

市の出産祝い金についてのご質問でありますけれども、今、国で出産・子育て応援交付金が創設されることになりましたけれども、あわせて現在、市の方でも出産祝い金を、制度を作っておりますけれども、今回これについて見直しをするということにしております。ただ、出生数の増加につながり、そして安心して出産、子育てができる環境づくりに資するものというふうに考えておりました、今言ったその他の、今日ご紹介ありました三川町以外の成果を上げている先進事例、先行事例も参考にしながら見直しをしたいというふうに思っております。限られた財源の中でこういった形が、こういった制度に見直しできるかということは一生涯懸命考えてまいりたいというふうに思っておりますし、今ご質問にはありませんでしたけれども、これにあわせて結婚祝い金というものもあります。これについても見直しをするということで、子育て制度等検討会議で検討させていただいておりますけれども、やはり最近の婚姻数が極端に減っているということで



ありますので、この市の結婚祝い金はその婚姻数、結婚の数を増やす方向に効果があるかという少し疑問を感じておりますので、そうした婚姻数の増加につながるような、より効果的な制度に見直しをしてまいりたいというふうに思っております。今、具体的に第1子に幾ら、第2子に幾らというご提言ありましたけれども、参考にしながら検討させていただきたいと思っております。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 渡邊秀俊議員。

○20番（渡邊秀俊） おそらく財源の問題うんぬん出るかと思っておりますけども、何回も言っておりますけども、今は非常事態なわけです。20年たった時にはどうなるかっていうのは、大体予測がつく、いい方向に向かう可能性が少ないという予想がつくわけで、それを回避するにはどうするか、それこそ今が非常事態だと思うわけで、それが財政調整基金、たまたま30億が今38億ある。そういうのをやっぱり積極的に活用してすよ、1.42を2.01以上に上げるような政策を強力に進めていってもらいたいことを要望して質問を終わります。

○副議長（佐藤芳雄） これにて20番渡邊秀俊議員の質問を終わります。

【20番 渡邊秀俊議員 降壇】

○副議長（佐藤芳雄） 次に、4番佐藤隆盛議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 佐藤隆盛議員。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○副議長（佐藤芳雄） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） おはようございます。市民クラブの佐藤隆盛です。通告に従いまして、大曲花火について、1点のみ質問いたします。

質問する前に、市長にまず述べておきたいことがございます。

先に、私は宿泊施設、通称「花火タワー」計画が市民の間で、とりわけ大曲商工会議所の中でも意見の大きな相違のある時期に、市長に対して私は先般質問をしていました。

こうしたコロナ禍の中で花火待望論の中で、なおちまたに慎重論が後を絶たないことに危惧を抱き、再度質問するものであります。

まず、事業主体が大曲商工会議所であることは明白であり、私ども市議会や市が直接

事業体でないことも確かであり、手続きにより、この事業が着々と進められていることも承知しております。しかし、私は一議員に過ぎませんが、異例ともいえる商工会議所の一部委員たちによる反対意見や広告に見えるように、魁新聞で見えるように、このコロナを境に行き先の見えなくなっている経済環境の中での諸投資が一部商工会議所委員や市民に強い不安を与えて見えるんであります。しかも最近は、西山、雄物川、棧敷席こそ大曲花火の伝統そのものではないかという声さえ聞こえています。これについては、観覧席の設置コストや観客の利便性も勘案されたものでありましようが、それに伴う観覧料の設定が高すぎないのかとの声も聞こえます。加えて、宿泊施設がその経済効果が一般商工会員に還元されるものであるかなどなど、素朴な疑問が後を絶ちません。伝統ある大曲の花火が、さらに愛され、経済効果もあわせ期待することは、取りも直さず遠来のお客、花火ファンをお迎えすることであり、地元民がこぞって喜んでそれを迎える体制こそが大切と考えます。そういうことからして、一般市民の話題事や心配事の要望に対して、私はやむにやまれぬことから再度、再び質問するものであります。それに対する市長の立場、受け止め方、そして考え方、あるいは見通しといってもよいかもしれませんが、承りたいと思います。こういう観点から質問させていただきます。

それでは、大曲花火について質問いたします。

3年ぶりに行われた今年の大曲花火大会は、雨の中とはいえ、多くの花火ファンが詰めかけ、大曲の花火のスケールの大きさと迫力のある、そして魅力にあふれた花火大会だったと思います。今回の花火大会について、魁新聞でも「やっと日常が戻った気がして、涙が出るほどうれしかった」などの記事が掲載しており、花火ファンばかりでなく、地元住民にとっても待ちに待った大会であったと思います。

市長も市政報告の中で3年ぶりの「大曲の花火」に多くの皆様方からの喜びの声を頂戴したところでもあり、常に挑戦し続ける「大曲の花火」の姿勢と日本が誇る花火芸術に乗せた世界平和のメッセージを感じていただけたと述べておりました。

その一方で、今年は何かと花火に関する話題が多かったと思います。この頃、観覧席料金が高くなってきたのではないかと、また、花火打ち上げ会場近隣住民からの声や、大曲商工会議所の業者宿泊施設建設について、魁新聞や秋田民報などでも掲載されるなど、また、市民からも建設に対してなどいろいろな声がありました。このようなことから、市と大曲商工会議所との関わり方についてなども含め質問いたします。

観覧席料金と販売方法について質問いたします。

市民の間では観覧席、升席といいますが、その料金が最近高いのではという声が多く聞こえるようになっていました。そうした中、今年は全般的に料金が特に高くなっており、ブルーシート席で1万1千円となっており、何とかできないものかと言われてきました。

日本の三大花火といわれておる大曲花火大会でもあるし、それ相応の料金価格かもしれませんが、市民が言うように私も高いと感じ、そういうことからして質問しております。

日本全国で花火大会といわれている大会が、インターネットで見ますと約390ぐらいあるようです。その中で日本三大花火といわれておる長岡花火、土浦花火の升料金を調べてみますと、長岡では今年の升席6人用で2万1千円、1人当たり3,500円、イス席3,500円、堤防斜面に設けた有料自由席1人用で千円となっており、土浦花火大会の今年の升料金は全升4人用で2万2千円、1人当たり5,500円、本来は6人用で今年はコロナということで密を避けるため4人にしたとのこと。そして1人用イス3千円から4千円となっておりました。

そこで今年の夏の大曲花火の料金は、A席テーブル席4人用で3万800円、1人当たり7,700円、堤防席3人用で1万9,800円、1人当たり6,600円、パイプ席1人用5,500円、そして一番端のブルーシート席4人用で1万1千円、1人当たり2,750円となっております。料金エリア区分が五つになっており、そして無料席がないのであります。

長岡花火、土浦花火の観覧条件の違いがあるにせよ、大曲花火は、Aといわれる観覧席1人当たり4,200円から2,200円も高いのであります。そういうことからして、コロナ対策としてのテーブル席にせよ、1人当たり7,700円とか、ブルーシートで2,750円とか、大曲市民にとっては、やり切れない気持ちを持ったと思います。

大曲花火実行委員会があるようですが、料金の価格は大曲商工会議所で決めて提示しているように聞いております。詳細についてはよく分かりませんが、今年はコロナ対策対応だとはいえ、今一度、大曲花火大会観覧席料金を見直すべきと思います。

また、大曲花火文化ともいえる、今年は升席がなかったのであります。そういうことから質問させていただきますが、市民は観覧席料金が高いと言っていることに対し、市ではこのような声を聞いているのか、今年の料金に対してどのように思っているのか、また、感じているのかお伺いいたします。料金価格について、何を基に、どこで決めて

いるのかも詳しくお願いいたします。

また、参考までにテーブル、イスは購入品かレンタル品かもお知らせください。

升席の地元住民の利用割合について、またどのようになっているのかお伺いいたします。

栈敷升がなぜなくなったのか、また、今後どうなるのかお伺いいたします。

以上でございます。

○副議長（佐藤芳雄） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の一つ目の発言通告であります「大曲の花火観覧席」に関する質問につきましては、経済産業部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○副議長（佐藤芳雄） 経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 佐藤隆盛議員の質問にお答えを申し上げます。

質問の、大曲花火観覧席についてであります。はじめに、観覧席料金の設定等につきましては、市に対しましてお客様からの「観覧席料金が高額である」との意見は寄せられてございません。

観覧席料金は、「大曲の花火」の運営を持続可能にするための大切な財源であり、今後も予想される物価高騰の中で、より安全・安心が求められる大会運営を実現するための経費や、四季を通じて打ち上げられる花火、地域の花火イベント支援、そして、災害等不測の事態への備えなど「大曲の花火」に係る経費を勘案して算出された妥当な料金であると考えております。その決定につきましては、市も構成団体となっております大会委員会及び実行委員会に諮られ、承認されるものであります。

テーブル及びパイプイスにつきましては、今年開催された第94回大会において使用したテーブル5,785台のうち、購入品は2,280台、レンタル品は3,505台であり、パイプイスについては、使用した3万7,208脚、全てレンタル品であったと伺っております。

次に、観覧席の市民利用割合につきましては、1人で複数購入する場合や、購入者と利用される方が異なる場合があることから、大会当日の実際の観覧者の居住地を把握することは困難であり、具体的な調査方法については課題が多い状況となっております。

次に、栈敷席の有無につきましては、今年の大会は、感染症対策や災害への柔軟な対応のため、試験的に栈敷席からテーブル付きイス席への変更を行ったところであります。

今回の変更については、おおむね好評であり、次回の大会につきましても、感染対策や災害対策が求められることから今大会の観覧席を参考にしたレイアウトを計画していると伺っているところでございます。

以上です。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 佐藤隆盛議員。

○4番（佐藤隆盛） 今の答弁聞いて、まず料金については妥当、そしてもう一つは、災害とか次回のことを考えながらの料金だというふうに取りましたけれども、まず一つお聞きしますけれども、私分からないのは、花火実行委員会というものがあるようでありますけれども、まずこの点について年何回話し合っておるのか、これを少し、回数だけでもいいですから教えてください。

実は私、この2日、日本三大花火といわれておる料金についてであります。長岡は財団法人、そして土浦は市、大仙市は商工会議所が主としておるようでした。ここでこの2日に、私、土浦に行ってきました。そして、今質問したことを、この項目と申しますか、質問したことを同じようにどういうふうになっているのかと、行って聞いてきました。そして、打ち上げ現場も見てきました。そして、まず感じたことですが、その言うにはですね、大曲の会場、素晴らしいと。そして観覧席も打ち上げも1カ所でまとまって素晴らしいということをおっしゃいました。うらやましいとおっしゃいました。

そこでですけれども、土浦の打ち上げ現場を見ましたら、まずですよ、イオンの所の駐車場さ、そこでも打ち上げ、そしてグラウンド、そして一部草刈りなどすると。3カ所に分かれておるようでした。それに経費だいぶ掛かるそうです。イオンのとこなば、1日休んで、そして駐車場を使って、朝までに残骸を片付けるとか、グラウンドもそうでした。この経費もかなり掛かるそうです。そして升席もどうですかと聞いたら、これは、あそこも文化あって、どうしても考えたそうです、料金とかで。今のコロナも。だけれども、やはり今までやってきたもんだから、そんなに急に変わることできないと、升席。そういうことをですね、勘案して、うちの方は今、整備されて、花火業者も、花火のとも決まって、それから観覧席の場所も堂々と、13万人も入るところですから恵まれている中でですよ、恵まれておって、そういう中で土浦で高いところで2万2千円

なんですよ。長岡も私、見たことあるんですけども、それだってそうでしょう。なぜ今、部長の答弁聞いて、四季の花火も関係しているようなことかなと思ったんですけども、あとは災害用のことも考えておるのか、要は積み立てて寄せるための、もう含んでの料金だというふうに私は聞いたんですけども、どこだって花火はね、河川ですよ。そしてそれも聞いた。そうしたらね、前は10月だか、1カ月とにかく延ばして今11月5日だかやったんですけども、それは台風とかね、気象条件を考えて延ばしたと言っておりました。だからね、今のやはり花火のその時、その時じゃないですか。私はそういうことを聞いてですね、何かやっぱり気になるんですよ。だから決めるのはいいんですけども、市でそういう市民感覚の声がね、聞こえるか聞こえないかって、今答弁なかったんですけども、本当にね、妥当だというのは分かるんですけども、そう言われれば何が妥当だか私にはよく分かりませんよ。まずね、市民感覚で、升の話しますけれども、再質問します。この点についてね、なくなったというのは、今の答弁聞きましたけども、市では何と考えるかですよ。文化、花火文化、土浦ではやっぱりこれを守るために、本当は料金あれだから外したかったんですけども、それやると言っておりました。料金については、市民からは何もないそうです。それも聞いてきました。まとめて言いますけれども、この料金に妥当だって言えばそうかもしれませんけれども、まず市民の声を聞いたことあるのかないのか。それから、升席についてですね、もう一度、もう一度どうするのか。私はこれは復活していただきたいと。料金も見直しして、もう少し安くなるんじゃないとか、準備のためだとか、四季の花火の分もこれで取るのかと。確かに秋の章とかはね、中空いたりしてる。それはそれじゃないですか。まずは大曲の花火大会の中で、ぎりぎりの線です、やってもいいんじゃないかと思います。答弁求めます。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問に対する答弁を求めます。富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 佐藤隆盛議員の再質問にお答えいたします。

大きく三つあったかと思えます。

まずは、実行委員会を年何回開催しているかどうかというようなご質問だったかと思えますけれども、ちょっと手元に資料がないので何とも言われませんが、市内で行われております春の章、夏の大会、そして秋の章、それと新作花火コレクション、最低でも4回の花火大会がありますので、その大会の都度には行っておりますし、また、それにあわせて緊急の動議といいますか、協議が必要な部分があれば招集されるという

形でありますので、今年度何回あったかというふうなことを今問い合わせされてもちょっとお答えできかねるというような状況ですので、ご了承をお願いしたいと思います。

それと二つ目につきましては、その栈敷席の料金について様々なものが含まれているのではないかと、ご視察された土浦と比較すると、打ち上げ会場も観覧会場も恵まれているので、そんなに掛からないのではないかというような、そういうように承ったところでございますが、答弁の中でも申し上げたとおり、大曲の花火のその料金といたしますか、大会運営、それこそ三大花火というふうなことで隆盛議員がお調べになったかと思えますけれども、大曲の花火の大会運営の82.5パーセントが、まずこの観覧会場収入で承っているというか、動いている、回っているという状況でございます。そして、土浦の場合は8,000万円を超える市からの運営補助というものが入っておりまして、運営資金の30.7パーセントが市からの補助という形になってございます。長岡につきましては、市からの補助と、あとは大企業さんがスポンサーという形で28.4パーセント、3割ぐらいがそういったような形で市だとか企業からお金が入っているような状況であります。なので、何が申し上げたいかといいますと、大曲の花火の観覧料金の中には、その大曲の花火大会だけでなく、四季を通じた花火、そして我々各八つの地域で行われている例えば夏祭りだとか綱引きだとかそういったところに打ち上げている花火支援の事業、そして花火振興事業部の事業運営費、そういったものを全てこういったもので賄っているような状況でありますので、答弁の中でも申し上げたとおり、水害、そういったものの不測の事態に備えておくというふうなことも、大会を持続可能にするためには寄せておくといいますか、蓄えておかなければならないと、そういったものも全て勘案して算出された金額であります。

また、花火の内容につきましても、その料金に見合った大会内容というふうなことで実行委員会の中では知恵を絞っているところでもありますので、そういった意味では妥当であるというような答弁をさせていただいたところでございます。

三つ目、その観覧会場の栈敷席の復活をというようなお話だったと思います。今、コロナの感染対策、そういったものと災害への柔軟な対応のためには、旧来からあります栈敷席のようなものはなかなか難しいというようなことで、94回大会については実験的に行わせていただいたところでございます。また、河川管理者であります国土交通省さんは、いわゆる河川法の関係で広大な高水敷の上に巨大な工作物を長期間設置すると

いうふうなことは、今の世の中、ゲリラ豪雨とかそういったものがありまして、その堤体の洗掘だとか崩壊だとかそういったところに非常に神経をとがらせておりまして、なかなかそういう巨大な工作物を長期間、高水敷上に置いておくというふうなことには非常にナーバスになっております。実際に94回大会、そういった災害があった場合、どのように工作物を撤去するかというシミュレーション計画が求められたり、そういったところでの協議を経まして、オッケーをもらって94回大会を開催しているというふうなことも付け足して申し上げたいと思います。

以上です。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 佐藤隆盛議員。

○4番（佐藤隆盛） まずそうすれば、升席ですけれども、今後はそういう事情から、通産省ですか、どっか分かりませんが、一応、建てるなつてのはおかしいんですけども、そういう要望を受けていると。積敷升は建てるなつてはと、私今そういうふうに聞いたんですけども、そういう要望ですか。今の積敷升、復活するように言ったけれども、今るるちょっと聞いたんですけども、これはやらない方向でねぐ、そういう通達とかあって、はっきりしないってことですかね。それ1点、聞き漏らしたけれども。

それからね、花火の質ですけれども、まず私は土浦は見たことありませんけど、ネットで見るとは、こういうことを言ってるんですけども、まず尺玉の値段は同じようなんですけれども、スターマインの段階では大曲商工会議所を出しているよりも少し高いような、高くやっているとというふうなことも言うておりました。だから私は、花火の質に対してはですね、同等ではないかなというふうに思っております。

それから、今一つ気になったんですけども、この料金が妥当と。これね、何かのためにためておくというふうな、その時その時でいいじゃないですか。私はそう思いますよ。

それから、その率が妥当というのなんですけれども、ではお話ししてくださいですけども、実は令和2年、この時に、それまでは2万3千円やったのが急に3万円とか2万8千円になったんですよ。それから、今の時もね、その上げ幅がちょっと私、そこがちょっと気になるんですけども、これ以上言えばちょっと、何か言いづらいんですけども、この後にお話させていただきますが、まずもう1回その積敷升のそこちょっと



ね、私よく聞き飲めなかったんですけど、もう一度お願いします。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問に対する答弁を求めます。富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 佐藤隆盛議員の再々質問にお答えを申し上げます。

分かりにくくて大変申し訳ございませんでしたけれども、栈敷席につきましては、まず94回大会、今年の大会につきましては、感染症、災害への対応というふうなことで、まず実験的に、試験的に、なしという形のレイアウトをさせていただいたというようなことでありまして、そういった栈敷席を設けない上であっても、いわゆるそういう災害に対する対応策を求められているという状況ですので、なかなかその栈敷席を設置するというふうなことは国としては難しいような状況になってきているという、そういう話で申し上げたところでございました。なので、栈敷席がなくなるとか、復活するとかというふうなことについては、この後もその試験的な結果を求めながら実行委員会の中で考えていくというようなことでございます。よろしいでしょうか。

以上です。

○副議長（佐藤芳雄） 次に、2番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 花火会場近隣住民に対する対応について質問いたします。

近隣住民の間では「自宅敷地や近くに観客が置いていった残飯や空き缶、瓶などの処理を行った」とか、「自宅敷地や近くでトイレ対応をされたことや、また、バリケードなどの対応をした」とか、「花火の残骸が雨と一緒に飛んできて屋根や車が着色した」だとか、「花火大会の翌日午前中に、自宅敷地をはじめ道路なども清掃した」などと声があるようであります。また「大曲の花火は誰のためにあるのか」というような声もあったそうであります。

そこで質問いたしますが、市ではそういう近隣住民の声を聞いているのか。そして、近隣住民に対して何か具体的な対応をしているのか。また、何か配慮、支援しているのか、お伺いいたします。

以上でございます。

○副議長（佐藤芳雄） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の二つ目の発言通告であります「花火会場近隣住民の対応」に関する質問につきましては、経済産業部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○副議長（佐藤芳雄） 富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 質問の、花火会場近隣住民に対する対応についてお答えを申し上げます。

近隣住民の皆様には、花火大会開催に伴うごみや騒音、渋滞、交通規制など、様々な面で大変ご迷惑をお掛けしていることは十分に承知しているところであります。住民の皆様のご理解とご協力に対しまして感謝を申し上げる次第でございます。

会場周辺地域へのごみ箱や投光器、仮設トイレの設置、そして、翌日の清掃などについては、これまでも行っておりますが、地域住民の皆様から寄せられる様々なご要望やご意見等については、その都度、実行委員会において共有を図りながら<sup>しんし</sup>真摯に対応しているところでございます。

今後とも地域の皆様のご協力をいただきながら、多くの方々に愛される大会を目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 佐藤隆盛議員。

○4番（佐藤隆盛） まず、私まず最初に申し上げますけれども、会場のそばのですね、これを宿泊施設を建てる時に説明受けましたけれども、説明すると、近隣住民に説明することありましたが、何か言いづらいんですけども、この建物を建てることと、もう一つ迷惑掛ける、いろいろな花火の大会の時に迷惑掛けるかということで、何かお金を持ってですね、お願い行ったそうです。そして、ある地域では、10町内会に行ったんですけども、2町内会は、まず断ったと。そしてそのお金を持って行った時にですよ、その後、あど来ねと、商工会の方でそう言ったと。おかしいんじゃないかということを知りました。私は花火観覧席の外は、市で持つというふうに聞いておったんですけども、そうだとすればね、そこの方はやっぱり市の対応できちっとこういう声をまず聞いているか聞いてないか分かりませんが、対応しなきゃならないもんじゃないかなと思うんですよ。大曲の花火でやってね、それからもう一つ、私は地元であつて、なかなか花火も音しか聞こえないで見にくくなったと。お客さんが来ても、何か高くなったし、容易でねというような話でした。だから、まず冒頭に、時間もあれですから、要望といいますか、お願いですけども、まずね、いろいろ金とか持って行ってそういうことじゃないですけども、花火大会の時はですね、あの升さ、町内ごとに

やっぱり観覧席を無償で、例えば千円とか2千円、ブルーシートでもいいですから、金谷の方は左側の方さとか、あと緑町は、船場町は右側の方さね、やっぱり見る席とか設けてもらいたいもんだなと。あと、詳しくは分かりませんが、いずれそのようにして、その近隣の町内会に配慮、これはどうやるべきって分かりませんが、そういう配慮が私は必要じゃないかなと思います。していただきたいと。それから、土浦の方では、まず話ですけれども、とにかく始まる前に町内会つづかな、各団体に説明、毎年、話をしているというようなことでありました。やっぱり会話とか対話だと思うんですよ。花火は確かに大曲あれだけでも、そこの辺が少し今のあれでは、部長の答弁では、一緒にやって片付けてるとか、そんな、それよりもね、何か少しぐらいの金とはいいませんけれども、何かの支援を、配慮とか支援は私は必要じゃないかなというふうに思い、このことを取り上げたところでございます。まず、これはお金を持ってきて、そして1回だけ、して、あとは駄目だとか、商工会議所だといえどもですね、やっぱりこれは市の方で対応すべきだというふうに思いますので、まずこういう町内会の人方にも、花火大会の升と言いませんけれども、花火見る場所を少し与えてもいいんじゃないかなと思いますが、その点について部長から答弁を求めます。

○副議長（佐藤芳雄） 富樫経済産業部長。

（「議長、私が」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、会場周辺町内会への協力に対して、いろいろ商工会議所の方でお持ちしたということにつきましては、実は打ち上げ会場の近隣の農地の所有者の皆様に対しては、従来から協力に対するお礼ということでやっておりました。ですから、そういう観点からすれば、この会場周辺の町内会に対するそうした協力に対するお礼というのは、当然もっと前からですね、あってもよかったんじゃないかなというふうに思っているところです。たまたま今回ちょっとタイミングがね、悪くて、私は誤解をされてしまった面があるんじゃないかというふうに思っているところです。今、議員からご提案ありました、いろいろな会場周辺の町内会へのいろんなインセンティブといいますかね、協力に対するお礼といいますか、そうしたことはいろいろな面で考えてほしいという、市の方で考えるべきだということでしたけれども、大会実行委員会とよく相談してまいりたいというふうに思います。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） この際、休憩をいたします。午前11時15分に再開いたします。

午前11時02分 休 憩

.....  
午前11時13分 再 開

○副議長（佐藤芳雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） まず、通告しておりますので質問させていただきますけれども、まず、宿泊施設の現状、令和6年の夏まで完成を目指すとなっておりますが、現在の進捗状況をお願いします。

また、今年の夏の花火大会、28業者の宿泊先と宿泊日数、宿泊人数をお知らせください。

以上です。

○副議長（佐藤芳雄） 3番目の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の三つ目の発言通告であります「大曲商工会議所との関わり方」に関する質問につきましては、経済産業部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○副議長（佐藤芳雄） 富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 質問の、大曲商工会議所との関わり方についてお答えを申し上げます。

現在の施設の工事の進捗状況につきましては、当初の計画どおり、基本設計が終了しまして、現在は実施設計が進められている状況であるというふうに伺っております。

次に、今大会、94回大会の出品業者の宿泊先等につきましては、前日の宿泊については、市内の宿泊施設に15業者54名、当日の宿泊については大曲商工会議所会員事業所の敷地内に仮設した宿泊所に24業者86名が宿泊しております。

また、出品業者以外の大会関係者15名が、前日は市内宿泊施設、当日は仮設宿泊所に宿泊しております。

なお、今大会は仮設の宿泊所であったため、利用人数に制限を設けましたが、民間の

宿泊施設を利用した前回の第93回大会では、出品業者114名、その他の大会関係者27名が当日に宿泊したというふうに伺っております。

以上でございます。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、佐藤隆盛議員。

○4番（佐藤隆盛） 質問漏れでありますけれども、まず私に前回、この建物に対していろいろ活用について市でも協力するというようなことを言っておりましたので、積極的な活用について具体的な取り組み、この施設に対して市で協力することおっしゃったので、この点についてお答え願いたいと思います。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問に対する答弁を求めます。富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 佐藤隆盛議員の再質問にお答えを申し上げます。

施設の積極的活用について具体的にというようなご質問だったと思いますけれども、施設の活用につきましては、花火大会の宿泊施設というのが第一義でありますけれども、花火大会以外の活用方法としましては、単独で大人数を受け入れ可能という、その施設のスケールメリット、またはその花火会場に隣接しているというような地の利を生かした、民間の宿泊施設では対応困難な、花火の打ち上げを伴う、例えば修学旅行でありましたり、あとはそういった団体旅行など、花火による交流推進に資する施設としての活用を想定しておるといふふうに前からの答弁でも申し述べておりました。この活用・利用方法につきましては、計画がまだ詳細が明らかになってないというようなところで、その施設の規模、そういったものも分かりませんので、引き続き、その地域活性化につながる利用方法について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、佐藤隆盛議員。

○4番（佐藤隆盛） まず、市長に質問いたします。大曲の花火は日本三大花火といわれるようになり、客数も毎年のように70万人以上になり、また、世界の花火サミットなどが大仙市で行われるようになりました。今後、大曲の花火はどこを目指すのか、何を求めてどう進めていこうとするのか、まず市長の考えをお聞きいたします。

私は質問の答弁を聞き、大曲の花火大会が10年前頃から今まで、いけいけどんどん  
というか、大曲市民とかけ離れて進んできているように思い、大曲花火文化が崩れかけ  
ているように、今の答弁を聞いて感じました。栈敷席からテーブル、イス席に変わろう  
とするならば、西山背景とした観覧席は花火の音が体に響く何ともいえない感動を与え  
てくれる場所であると思います。もし世界の大曲花火を目指し、大曲の花火文化を守  
るのであれば、土浦のように市民優先、そして市民価格、市民の不満を取り除き、市民  
から愛される花火であってほしいと思います。土浦ばかりじゃないんですけれども、市  
民の協力を忘れてはならないのであります。どうかもう一度、四者、商工会、商工会議  
所、観光物産、市として、四者で花火構想機関での検討をお願いし、答弁を求め、質問  
を終わります。

以上でございます。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

大曲の花火の方向といいますかね、将来の方向についてどういうふうに考えているか  
ということでもありますけれども、まず、地域の活性化、それから地域経済の活性化のた  
めにですね、さらに何といいますか、貢献する花火大会にしていければというふうに  
思っているところであります。伝統と格式、これはしっかりと守りながら、大曲の花火  
をもう一段、グレードの高いところへもっていきたいと、飛躍・発展という言葉を使っ  
た時もありますけれども、そうしたことを目指していきたいというふうに思っておりま  
す。そのために四者で相談したこの商工会議所が実施するこの事業につきましては、必  
要な施設だという判断をしたところであります。

先ほど冒頭に佐藤隆盛議員から大変市民が不安がっているというような、強い不安を  
抱いているというようなお話がありましたけれども、法律に基づきまして、特例認可法  
人でありますこの大曲商工会議所が、自ら責任を持ってこの事業を進めると言ってお  
りますので、何とかね、市民の皆さんには、あまり不安がらずにですね、これを見守ると  
いいですか、見ていていただきたいというふうに思っているところであります。

もう1点はですね、やはり市民の皆さんから不安がられているということは、やはり  
この事業に関して、いろんな目的や内容等につきまして、何といいますかね、PRとい  
いますか、周知っていいですか、広報といいますかね、こうした部分が足りないのかな  
と反省しているところでありまして、市といたしましても、こうした点について市民の

皆様から少しでも理解していただけるように努めてまいりたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（佐藤芳雄） これにて4番佐藤隆盛議員の質問を終わります。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○副議長（佐藤芳雄） 次に、21番金谷道男議員。

（「はい、議長、21番」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 金谷道男議員。

【21番 金谷道男議員 登壇】

○副議長（佐藤芳雄） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○21番（金谷道男） 大地の会の金谷です。通告に従い、2項目質問をさせていただきます。

はじめに、私ども大地の会と公明党は、合同で去る10月、鹿児島県へ行政調査に行ってきました。その調査の一つとして、大仙市から出場する牛がいたこともあり、その激励も兼ねて、霧島市で行われた第12回全国和牛能力共進会に行きました。

和牛のオリンピックといわれる全国和牛能力共進会は、41道府県から選ばれた440頭の和牛の改良の成果を競うものでした。生産、飼育者とその支援者、応援団等の畜産の第一線で日々努力している方々の熱気と心意気が強く感じられました。ここでの成績が、その後の自分たちの評価につながることで、いわば産地間競争であり、自分たちの経営に大きく影響することなので、力が入るのは当然だと思いました。

私がこの共進会を見分して感じたことは、出場和牛の素晴らしさは第一ですが、加えて、優良和牛の産地は同時に米・大豆や園芸品目等の農作物の優良産地でもあることでした。

かつて私は、今から20年以上も前の話ですけれども、農政の仕事をした時に、ある人に有畜農業でないと農業は成り立たなくなるのでないかと言われたことが今も心に残っています。当然といえば当然です。農業の基は、土と水と太陽で、それに人の知恵と汗が結び付いて成果が生まれます。直接、農業者じゃない私が、門外漢である私が言うのもおこがましいですが、土づくりこそ農の基本だと思います。そのためには有機質としての堆肥の活用、いわゆる耕畜連携が必要なのだと改めて感じてきました。

話は少し飛びますが、今、世界は激変しております。全ての面で進むグローバル化、そしてそれと同時進行する不安定な国際関係、そして地球温暖化に伴う異常気象、加え

てコロナの感染症の行方もまた不透明であります。こうしたことは、社会経済はもとより、人の日常生活にもいろいろ影を落としております。

大仙市の大事な産業である農業も、肥料、資材、燃料などの高騰や品薄で大きな影響を受けています。緊急対策として支援金を出すことは、当面の対策として時宜を得た施策だと思えます。しかし、それはそれとして、これから先、大仙市農業の生産性の向上を目指すには、先ほど言いましたように、何といたっても安定的で良好な土づくりができる体制の構築が必要なのだと思えます。そのために、これまでもやってきていると思いますが、今一度、畜産農家、園芸農家の意見・要望を把握しながら、地域で土づくりの対策として、その資源の基となる堆肥を生産する畜産を支援するとともに、畜産を利用した有機質肥料の生産と製品の地産地消を目指した施策を構築、実施するべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

次に、その畜産振興の手段の一つとして、和牛能力共進会の活用があると思えます。次回の第13回和牛能力共進会は、5年後の2027年、北海道で開催されます。この共進会に向けて二つの取り組みを大仙市で戦略的に進めてみてはどうかということです。

一つは、上位入賞を目指すことです。皆さん覚えているでしょうか。前々回の平成24年、長崎県で開かれた第10回共進会で、枝肉の部で優等賞第2席、いわゆる2位になった牛3頭の父が義平福ということで、義平福の一大ブームになったことを思い出してください。この勢いで、次の宮城県では1席を取ろうして県を挙げて奮闘しましたが、残念ながら成果を出せませんでした。そして今回も残念ながら上位入賞の牛は出せませんでした。

先ほども言いましたが、この共進会は、いわば産地間競争です。出るからには上位を目指さないといけません。生産・肥育農家は一生懸命頑張っています。でも、自助努力だけではなかなか成果を出せないということもあると思えます。そこを産業振興の面から、行政で一押しすべきではないかと思えます。例えば素牛の取得や飼育費の支援、飼育技術研修派遣などあるのではないのでしょうか。その施策の具体策は、今頑張っている若手の畜産農家を含めた畜産農家全体との協議をし、とにかく今から始めることが大事だと思えます。

そしてもう一つ、何事もそうですが、物事の継続には後継者育成が鍵となります。今回の全国共進会には、農業教育とその学習活動を通じた和牛への理解の醸成と担い手育成を目的として、出品牛と飼育への取り組み内容の発表を総合審査する、高校及び農業



大学校を対象とした特別区がありました。全国から24校、東北からは3校出場していましたが、残念ながら秋田県からのエントリーはありませんでした。そこで提案です。大仙市には大曲農業高校があります。かつては畜産科がありましたが、今はなくなってしまいました。これから新たに専門の科を復活させることは無理としても、特別コースか部活動で和牛飼育をやってもらう方法があると思います。ここに意欲ある高校生を募集し、全国和牛能力共進会出場を目指した活動をすることで、畜産後継者育成に結び付けたらどうかと思います。地元には農業高校がありますし、若手畜産家も多いことから、考えてみたらと思います。もちろん県立高校のことですので、市で直接的にはできないと思いますが、地元自治体として可能な限り最大限の支援をすることで県への要望・要請は可能であると考えます。

また、少し付け加えますが、その一つの方法として、飼育環境や指導者確保から考えると、中仙・太田地域には畜産農家も多いことから、大曲農業高校太田分校を活用し、個性的な教育機関として考えてみるのも、ひとつ価値があるように思います。5年後の共進会で上位入賞する和牛を育てることと、高校部門への出場することを大仙市として戦略的に進めてはいかがかと思しますので、ご見解をお伺いいたします。

以上、農業振興関係の質問を終わります。

○副議長（佐藤芳雄） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 金谷道男議員の一つ目の発言通告であります「農業振興」に関する質問につきましては、農林部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○副議長（佐藤芳雄） 渡辺農林部長。

○農林部長（渡辺重美） 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の農業振興についてであります。はじめに、耕畜連携の推進につきましては、ウクライナ情勢や円安等の影響により化学肥料が高騰する中、堆肥の活用が改めて注目されております。市内耕種農家からは、堆肥を活用したいという声も伺っているところでございます。

市では、耕畜連携の推進において、これまで畜産農家に対しては、国の畜産クラスター事業や県の夢プラン事業による畜舎の整備のほか、自給粗飼料の生産拡大に必要な機械導入、市単独による共同堆肥舎の整備などに支援しております。また、堆肥散布に必要な機械の導入に当たっては、畜産農家、耕種農家双方に支援してきたところでございます。

肥料など農業資材が高騰する中、耕畜連携の重要度が増しており、市といたしましては、これまでの施設整備や機械導入支援に加え、堆肥の供給についての情報提供やJAの各生産部会・耕種農家、畜産農家双方の意見を伺いながら、堆肥の有効活用が図られるよう努めてまいります。

次に、第13回全国和牛能力共進会対策についてであります。

和牛能力共進会は、5年に一度、技術改良の成果やその優秀性を競うために開催されているもので、通称「全共」または「和牛のオリンピック」ともいわれてございます。次回第13回大会は、5年後の令和9年に北海道で開催されます。

本市における肉用牛の飼養形態は、繁殖農家が93戸と全体の約95パーセントを占めており、意欲ある若手農家の規模拡大により、県内でも有数の和牛生産地となっております。

市といたしましては、この特色を生かし、より多くの若手畜産農家が全共に向けて責任と誇りを持って取り組む意識の醸成を図るとともに、全共の出品資格に適合する牛を多く生産するため、引き続き規模拡大に対する支援を行ってまいります。

加えて、県やJAが主体となって実施する飼養管理の技術的指導については、より早い段階で実施するよう働き掛けてまいります。

また、今回の鹿児島全共で新設されました特別区は、農業教育とその学習活動を通じた和牛への理解と担い手の育成を目的とした高校及び農業大学校の出品区分となっております。この特別区については、県や和牛登録協会秋田県支部が北海道全共への出品を目指しており、地元大曲農業高校と話し合いを進めているところと伺ってございます。

北海道全共への大曲農業高校の出品は、担い手の確保や畜産業の振興に大いに寄与するものと考えており、市といたしましても、県やJA、地域の若手畜産農家などと連携し、実現に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 金谷道男議員。

○21番（金谷道男） ご答弁ありがとうございました。

1点目の耕畜連携のことですけれども、畜産農家の方々、増頭すればするほどやっぱり堆肥の処理が大変なわけでございます。そのまま耕種農家へ渡して使える状態にな

ればいいんだろうと思いますけど、なかなか畜産農家が個々でそれをやるというのは、私は非常に難しいことであろうと思っています。

そういう意味でいきますと、この堆肥を耕種農家が見えるようにする、また、耕種農家さんの希望というか、どういったものを欲しいかというようなことも含めて、あるんだと思います。そこで、そういったシステムをひとつ構築する考え方の一つとして、実は私、先日ある要件で栃木県に出張してきました。たまたまイベントみたいなものだったので、実を言いますと国体だったんですが、その会場がたまたま高根沢町というところで、非常に農業の盛んな地域であります。栃木県の。そこで面白いといいますか、全国でそういう堆肥を活用した肥料を作って、その地域で集めた堆肥をその地域に戻すという、そういうやり方をしているある企業がありました。私、その方とちょっとお話ししたんですが、これを全国展開していきたいという企業でした。私は考える中で、そうしたことも一つ考えてみてはいかがかなということをご提案申し上げたいと思います。それは、やっぱり行政とかがコーディネーター、そこもそうでしたけれども、行政が中に入ってコーディネート役をいわばするということで、行政が責任持ってその施設を造って運営ということもあるかもしれませんが、もしかすればそれは、そちらさんの企業の方でPFIの方式でやるということもあるかもしれません。そこまでちょっと詳しく聞いてこれなかったんですが、やっぱりそういったいわゆる民間の力も使いながらいけることもあるかと思っています。それから、隣の美郷町には堆肥センターがあるんですが、なかなか私、ほかの町村のこと、とやかく言う気持ちありませんが、私が聞いたところでは、なかなかほかのものまで受け入れてというのは難しいというような話をしておりました。ただ、この問題は、私、大仙市だけでなく隣接の市町とも話しながら進めていくという方法もあるのかなと思っています。その時に、是非そういった民間の力も活用することも考えてみてはいかがということもお伺いしたいと思います。

それから、二つ目の全共の話ですけれども、実は私、第10回の全共の後、宮城でやる時にも、これと同じような質問を実はしています。3月と12月に2回やっております。その時は市でも独自の施策をしてくれるのかなというような、私そういう感触で1回目の質問の時にそう思ったんですが、最終的に県全体の協議会でというようなお話で、その時も確か言ったと思います。私はチャレンジする時には、やっぱり土台をしっかり作らないといけないので、経費一本化してまとめてやればうまくいくということもあるかもしれませんが、チャレンジするものはいっぱいあった方がいいんだと思います。

私は当然これは経費の掛かることですので、財政とのことも当然ありますが、大仙市として、その県でやることプラス別枠で大仙市としてもチャレンジするものを作ってみたらどうかということを提案、またしたいと思います。前は残念ながらその方向にはいかなかったようですけれども、当然県の方で選ぶ牛に大仙市のものが選ばれるかもしれませんが、その県で選ぶものプラスもう少し、プラスアルファで大仙市でも育ててみると。これ、時間のかかる話なので、当然やっぱり途中いろんなことがあって、最後に絞られていくときに数がいっぱいあった方が、私は相乗効果でいいんでないかと、そういうことも考えていくべきだと思いますが、その点はいかがでしょう。

それから、高校の話ですけれども、これ実は私、打ち合わせも何もしてないんですが、県議会の一般質問でもある議員がやっておったようです。私は全然情報も共有してませんので分かりませんが、これについても是非息の長い仕事なので、県とはいいいながらも、やっぱり地元でせっかくそういう高校があるし、やっぱり支援の体制も整っているんで、ここはひとつ市も、これもお金の掛かる話だと思います。応分の負担もするのでやってくれという形でやって、夢は畜産のコース、部なりが続いていってくれば、全国から畜産やってみたいという若い高校生を連れてくるというのは変ですけども、今、全国的にいろんなことをやりたいというので動いている若い人っていますので、今日の人口減少の話ではありませんが、そういった若い人を連れてくる一つのチャンスにもなるのかなというふうにも思います。これもひとつ、大仙市、地域の特性を生かしたやり方として考えられるんじゃないかなと思いますので、そこら辺のご答弁をお願いいたします。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 金谷道男議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

今回、今3点ほどご指摘ありましたけれども、基本的に大仙市畜産振興プラン、令和3年に立ち上げましたけれども、まさにいろんな畜産振興のために、今までどちらかというと少し普通のね、やり方しかしてなかったんで、力を入れていくという意味で畜産振興プランを立ち上げました。大仙市としては初めてのプランだと思っております。そういった意味で畜産振興については、いろいろ力を入れてまいりたいというふうに考えております。今の堆肥の関係については農林水産省も堆肥の広域流通というようなことに本腰を入れ始めたというような記事が最近読ませていただきましたけれども、そうした意味で今、全国展開したいという企業が栃木にいらっしゃるといことでありますので、

そうした情報も踏まえて研究させていただきたいと思います。

それから、全国和牛能力共進会について私も鹿児島に今回行かさせていただきました。もちろん初めてでしたけれども、今回はいい経験して、同じような気持ちになったところでもあります。ですから、県の取り組みもあれでしょうけれども、大仙市としての独自の取り組みというご指摘ありましたけれども、是非検討させていただきたいなど、もしできるのであれば取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、大農の太田分校につきましては、私がかねてから、入校者がね、段々少なくなっているということで、そうした際に将来、近い将来、どうした使い道、県の建物ですけれども、市としてどのような利用の仕方があるのかなということの内々に考えていたところでもありますので、今回、ある意味畜産の関係のそういう個性的な教育の機関としてというような今ご指摘ありましたので、これも積極的に検討させていただきたいというふうに思います。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、金谷議員。

○21番（金谷道男） 畜産の関係の一つ目の質問でしたけれども、この後、議会の方で、既にご承知かと思いますが、畜産の議連もできるようであります。私もそのメンバーにももちろん入ってやりたいと思っておりますが、いろいろなその議連の方でもいろんなことをこれから考えて、あるいは調査して、提案していくということになると思っておりますので、ここは本当に力を入れて今いろんな面で畜産は大事だと思いますので、この後も、今、市長の答弁も非常に前向きでしたので、何とかこの後もよろしく願いをしますということをお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

○副議長（佐藤芳雄） 次に、2番の項目について質問を許します。

○21番（金谷道男） それでは、次に、学校の部活動の地域移行について伺います。

学校の部活動は、子どもたちや保護者の関心や要望はあるものの、少子化や児童・生徒の生活環境の変化、そして学校の多忙化や統廃合、小規模化など、学校を取り巻く環境の激変から生じている諸課題を抱え、これまでのようなやり方で継続が難しいというのが現状ではないかと思っております。

文部科学省は2024年から部活動の実施主体を段階的に学校から地域に移行する方

針を定め、全国での実践研究モデル事業の実施や有識者による検討会を経たガイドラインの作成と公表など、「生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立を実現すること」を目標として施策を進めているようです。

学校の部活動は、子どもたちの心身の成長に大きな力を発揮してくれていると私は思います。加えて、大会やコンクール等での子どもたちの活躍は、地域にも大きな活力をもたらしてくれる面もあります。こうしたことから、生徒、保護者はもとより、地域でも地域移行を含めた今後の部活動の在り方については関心があることと思いますので、何点か質問をさせていただきます。

まず1点目は、大仙市での小・中学校の部活動の現状についてです。

基本的な話として、学校教育上、部活動はどのように位置付けられ、行われているものなのでしょうか。そして、現在行われている小・中学校での学校部活動は、活動の種類、種類別の実施学校数、参加児童・生徒数、参加率、指導に当たっている教員などの実態がどのようになっているのでしょうか。また、教育費の中で部活動費として執行されている経費はあるものなのでしょうか。あるとすれば、どのような項目で、金額はどのようになっているのでしょうか、お知らせください。

2点目は、今般の文部科学省の地域移行の方針を受けて、大仙市教育委員会としては、どのように対応しているのか、お伺いをいたします。お知らせください。

○副議長（佐藤芳雄） 2番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

【伊藤教育長 登壇】

○教育長（伊藤雅己） 質問の、学校部活動の地域移行についてお答え申し上げます。

はじめに、小・中学校部活動の位置付けであります。中学校については、文部科学省の学習指導要領において、「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の<sup>かんよう</sup>涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環」であることが明記されており、部活動の指導は当該校の教職員が担っております。

一方、小学校については、学習指導要領には明記されておりませんが、本市においては、器楽部、マーチングバンド部、和太鼓部等の活動をしている学校があり、当該校の教職員が中心となって指導しております。

続いて実態についてであります。令和4年4月現在、市内中学校には、運動部が14競技延べ60、文化部は大きく7種類延べ22の部活動があります。野球部、吹奏

楽部は市内10校全ての中学校で活動しており、次に多いのが女子バレーボール部、男子卓球部で8校となっております。

今年度の部活動参加生徒数は1,500名を超えており、部活動参加率は約90パーセントであります。中学校教員についても約90パーセントは、何らかの形で部活動を担当しております。

また、市教育委員会では、大会派遣費を補助しており、補助率は予選を経て県大会、東北大会に出場する場合は3分の2、全国大会は全額となっております。選手や監督等の交通費、宿泊費を補助しております。

次に、部活動の地域移行に係る本市の対応につきましては、国では令和5年度から7年度までの3年間で中学校部活動の休日の地域移行に向けた改革集中期間としており、将来的には平日も含めた部活動の地域移行を目指しております。このことを踏まえ、今年7月からスポーツ振興課、生涯学習課、教育指導課が連携し、部活動の地域移行を推進するための準備を進めております。

令和5年度は、市内スポーツ団体、文化団体等とも連携し、地域移行のための本格的な組織を立ち上げることを計画しております。

教育委員会といたしましては、他の市町村の進捗状況や中学校体育連盟の動向等の情報収集に努めるとともに、受け皿となる団体や指導者の確保をはじめ、様々な課題の解決を図りながら、生徒にとってよりよい活動の場を準備できるように進めてまいります。

**【伊藤教育長 降壇】**

○副議長（佐藤芳雄） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、金谷議員。

○21番（金谷道男） 先ほども言いましたように、非常にこの学校の部活動については、当然保護者の方も含めて地域でも非常に関心の高いことだろうという、ちょっと思いがしたものですから、最近非常にマスコミでも地域移行のこと、テレビ等でも流れているようですので、確認の意味も込めてちょっと質問させていただいたわけですが、実は先般、教育厚生常任委員会で地域移行の先進地である奈良県の生駒市に行ってまいりました。非常にやっぱり地域移行というのは大変だなというのが、はっきり言って視察した結果の私の感想であります。ただ、生駒市の話聞いて、やっぱり一番の鍵は、これまでのその地域で行われてきたスポーツ活動、あるいは芸術・文化活動の、やっぱりその

力量が非常にこの地域移行、うまくいくかどうかということの基本なのかなというふうに私は見てきました。生駒市の場合は、非常にその受け皿が、スポーツ関係の話で、文化の話はあまり出なかったんですが、スポーツ関係では結構地元でそういう受け皿的な組織がしっかりあるようで、いろんな先進的な取り組みといたしますか、コーディネーターを置いたりいろいろやっておられるようですけれども、なかなかこれはできるところとできないところがあるなど。それはなぜかということ、前も言いましたとおり、その地域でのやっぱりそれぞれの受け皿となる団体のやっぱり力量というか、そういうのが多いんだと思います。

国では全国一律にみたいな考え方でやっているようですけれども、やっぱりこれはなかなか全国一律というわけにはいかないと思います。それぞれの自治体、あるいはもしかすればそれぞれの自治体の中の学校区によっても、やっぱり違うのかなというような、正直なところそういうことだなと思っています。だからこれから非常に大変なことだと思いますけれども、ぜひまずは教育委員会が先頭に立って、その形をやっぱり作っていただきたいと。その時に、今、教育長も言うておりましたが、受け皿となる団体、あるいはまた、地域の人たちとの話が大事になってくると思いますので、そのところをひとつやっていただければいいなということ。

それからもう1点、もしかすればこの地域移行というのは、今まで子どもたちが限られた種目しかやれなかったのが、いろんなことができるというようなメリットもあるかなとも思いますが、逆にいうと、あまりその移行によって保護者負担といたしますか、自己負担が、今まで、先ほども聞きましたが、実はそれを確認したかったんですが、公的には部活動に直接公費をとというのは多分あまりないんだと思います。必要なことは保護者が負担しているかどうか、そこら辺の負担のことがちょっと気掛かりで、もし負担が高くなると、全ての子どもたちがやるというわけにはいかなくなるのではないかという、そういう危惧もないわけではないような気もいたします。そうなりますと、これは教育委員会だけの問題ではなくて、やっぱり財政上の問題もなりますので、いわゆる経費の話になると当然市長を含めた当局とも関連する話になります。そこら辺も生まれてくる可能性もあるということを前提に、この後の方向といたしますか、やり方を検討していく必要が出てくるのかなと思っています。

併せて、そんなことはないと思いますけれども、今、市の、やはり行政の中の芸術・文化の担当、スポーツ・文化の担当ということになると、従来は教育委員会でしたけれ



ども、今度、市長部局の方の観光文化スポーツ部、そちらの方についているのかなというように気もしますけれども、そことのやっぱり、結局そういう地域の団体の縦の関係でいきますとそうなるという時に、しっかりと行政の中の横の連携みたいなのも、これからは作らないといけないのではないかなと思っています。旧来はこれ、一つの教育委員会という部局の中でできる話だったと思いますが、そうはいかなくなると思いますので、そういったことも含めて、この地域移行、確かに良い面もあるようですけれども、悪いとかデメリットもあることにもつながりかねません。そこら辺も含めて、何よりも子どもたちのためになるということが大前提になると思いますので、そこら辺のこれからの進めるに当たっての教育長のお考え、そしてまた、市長も何とかこの地域移行を考えているか、そこら辺をお聞かせいただければと思います。よろしく願います。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 金谷道男議員の再質問にお答え申し上げます。

まず先ほど、スポーツ振興課との関係のところについては、答弁でも申し上げましたとおり、非常に緊密に連携が取れております。もともとスポ少につきましてもスポーツ振興課の方で担当しておりますので、そういった意味では、これに限らず日常的に非常に連携が取れていると感じておりますので、引き続きその体制を維持してまいりたいというように思っております。

ただ、先ほど、保護者負担の件もございましたけれども、やはり非常に課題がたくさん見えております。受け入れ団体、指導者の確保はもちろんですけれども、活動場所の確保ですとか、あるいは中体連でいいますと、やはり大会等への出場資格、この点について今、中体連の方で最終の具体的な検討に入っていると伺っております。そして、やはり経済面を含む保護者へどういった支援が必要になるのか、そして何よりも議員もございましたけれども、地域移行後に本当に生徒が生き生きと活動できる場が確保できるのかと、本当に課題がたくさんありますので、これを整理しながら、やはり子どもたちを第一に考えた対応をしてまいりたいというように考えております。

いずれ、まだまだ具体的なゴール、本当に見通せなくてなかなか苦しい状況にはございますけれども、やはりこれは我々がやるしかないというふうに考えておりますので、引き続き情報収集に努めながら、本市に合った方向性を模索してまいりたいと考えております。よろしく願います。

○副議長（佐藤芳雄） 老松市長。

○市長（老松博行） 金谷道男議員の再質問にお答え申し上げたいと思いますが、教育長が今申し述べたとおりでありますけれども、私から付け加えると、最近、身近な例といたしまして仙北太鼓の皆さんが東北大会へ行く、そして、3月には全国大会へ出るということで、指導者の方からちょっとね、少し相談をもらいまして、メンバーを見させていただいたら半分ぐらいが高校生でしたね。そして中学生、小学生。いわゆるスポ少とか部活ではない形ですね、サークル活動といいますかね、グループで活動されているということで、これ今までのスポーツ少年団大会派遣とか部活動のには、なじまないやり方をされているということになるわけですが、ただ、子どもたちがね、特に小・中学生、高校生ももちろんですが、一生懸命頑張っていると、地域でそうした活動を。これを応援せざるを得ない、当然応援しないといけないと。今、地域移行ということも分かっていたのでね、まさにこうしたスタイルが、もしかするとこれから増えてくるかもしれないというような思いがありましたので、教育長と協議してですね、小・中学生については今の部活動やスポ少の活動と同じような支援をしてくださいと。東北大会や全国大会の件ですけども。それから、高校生については、なかなか市の方で高校生に対する支援というのは難しいんですけれども、団体に対する支援という形で考えられないかということで教育長の方にはお話をさせていただいたところであります。これは東北大会、全国大会へ出場するという大会派遣の関係ですけども、常日頃のそうした支援については、今、教育長が申し上げましたように、いろいろとこの後、相談させながら形づくっていくといけないなと思っているところであります。よろしくお願いたします。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、金谷議員。

○21番（金谷道男） 私、冒頭にも申し上げましたとおり、やっぱり小・中学生のそういったスポーツ・文化に、正規の授業時間としてプラスそれをやることに非常に価値があるものだろうと思っています。そういう意味では、学習指導要領の中に今も位置付けされているという意味合いは、そういう意味合いがあるのかなと、小学校は別として、あるのかなと思っています。そこのところのやっぱり基本的な線は外さない中で、私、先ほど言いましたように、これ全国一律に同じやり方は絶対ないと思いますので、それ

それぞれの地域でやっぱり考えていけないといけないことだと思いますので、是非大仙モデルのいいスタイルを作っていただければ、専門にずっとやりたい種目でやりたい指導者がいて、それもそうだと思いますが、何回も言いますが、心身の発達に資する、例えば言い方悪いんですが、スポーツに親しむレベルのことも部活動の中に求めている子どもたちも私はいるんだと思います。そうしたことも含めて、これまでの部活動、ある意味でそれも吸収してきたわけで、そういったところも、単に勉強の塾みたいに学校で足りないからもう一つ塾に行くってというような形で全ての芸術・文化の面もそうになってしまうと、ちょっと問題かなという気がしますので、是非市長並びに教育長、そしてこれは全庁挙げての多分体制にならないと、なかなかうまく進まないのかなと思います。そこから辺含めて、しっかりと検討して進めていただけますようお願いしまして質問を終わらせていただきます。

○副議長（佐藤芳雄） これにて21番金谷道男議員の質問を終わります。

【21番 金谷道男議員 降壇】

○副議長（佐藤芳雄） 一般質問の途中であります。この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時10分に再開いたします。

午後 0時06分 休 憩

午後 1時08分 再 開

○副議長（佐藤芳雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、5番挽野利恵議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 挽野利恵議員。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○副議長（佐藤芳雄） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

昨日、コロナの県内感染者数が過去最高の2,102人を記録しました。全国的に第8波に入ったとされており、いよいよ本格的にウイズコロナの生活が始まったような気がします。インフルエンザとの同時流行も懸念される中、いかに経済を回していくかも重要な課題と認識します。

当局におかれましては、市民が安心して生活できるよう、様々な対策に万全を期していただくことをお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきますので、当局の皆様のご答弁をよろしくお願いいたします。

はじめに、公園の樹木管理についてお伺いいたします。

先日、ある方から公園についてのご相談を受けました。「私の家の近所の公園にはケヤキ・桜が合計45本あり、中には樹高が10メートルを超えるものもあって、上部の枝が繁茂している状態だ。強風時には落ち葉が路上に散乱し、放置すると側溝が詰まる。80歳以上の高齢者4人で枯葉・枯れ枝の整理など手分けして行ってきたが、そろそろ大変になってきた。近くの保育園児がその公園でよく遊んでいる。公園で保育園の運動会も行っているので、運動会前には保育園の保護者と一緒に公園の整備もしている。以前、台風でケヤキが倒壊したことがある。除雪の際には公園の脇に雪が高く積まれ、公園を囲むフェンスが曲がったりするが、自分たちで直している。雪解け後は、除雪された雪の中にあつた石ころを除去するのに1週間かかる。」と、その方たちが丁寧に公園を管理している様子を伺った上で、樹木の点検などについての問題を提起していただいたという経緯です。

その問題とは、本市の建設部が所管している公園の種類は、一般公園、誘致距離250メートルの範囲内で設置される街区公園、誘致距離500メートルの範囲内で設置される近隣公園、誘致距離1キロメートルの範囲内で設置される地区公園、そのほか総合公園、緑地公園、農村公園で合計104カ所あり、その管理は、市直営、市直営と管理人、市直営と地元、業務委託や指定管理など、多種多様な形式でされております。それゆえ、公園の点検や整備の状態に差が出ているというものでした。

市では、本年から令和13年度にわたる「大仙市公園施設長寿命化計画」の中で、老朽化する公園を計画的に維持管理するために、公園施設の構造材等の保全を図るための取り組みが示されておりますが、この計画には、樹木に関しての方策等は示されておられません。樹木は生き物であり、成長とともに老齢化・大径木化すると、倒伏など事故発生のリスクも懸念されます。これは言わずもがなかも知れませんが、そもそも公園は憩いの場であるはずであり、安心・安全な環境が約束された場でなければなりません。

そこで質問ですが、本市の公園における樹木について、現在どのように点検・管理されているのかお伺いいたします。

○副議長（佐藤芳雄） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の一つ目の発言通告であります「公園の樹木管理」に関する質問につきましては、建設部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○副議長（佐藤芳雄） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、公園における樹木管理についてであります。本市の公園は供用開始後30年以上経過した公園が約半数を占め、樹木の老齢化・大木化が進行している状況にあります。

このため、議員ご指摘のとおり、倒伏や枝折れによる事故の発生リスクが懸念されますことから、公園の樹木を起因とした事故の未然防止を図りながら、樹木の持つ機能や効用の増進と樹木の安全性の確保を継続的に両立させていくことが重要であると認識しているところでございます。

現在、公園の樹木につきましては、市直営や業務委託等により管理を行ってございますが、日常の巡視点検に加えまして、雪解け後や強風、大雨、大雪、地震発生時等には随時パトロールを行いまして、事故に至るリスクの高い環境にある樹木の有無について点検しております。

また、巡視点検により、伐採や剪定<sup>せんてい</sup>などが必要であると判断した場合には、専門業者の見解を踏まえた上で、優先度を見極めながら順次対応しているところでございます。

今後とも樹木の健全な育成を図りつつ、公園利用者等の安全・安心を確保するため、公園の樹木の適正な管理に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。なかなか樹木の管理というのは本当に難しいなというふうに、お話を聞きながら感じているところであります。今お話した公園に関しましては、やっぱり高いので高所作業車でないと無理かななんて管理されている方々がおっしゃって、そういう高所作業車を借りるとなるとまたお金も掛かり、これも本当に悩みどころだなというふうに感じております。

ちょっとお聞きしたいんですが、業務委託の業務範囲、あと、管理人が関わる時の業

務範囲、それから地元の方が関わっている時の業務範囲、これに樹木の管理は入っているのかお聞かせください。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 挽野議員の再質問にお答え申し上げます。

総合公園のような大規模な公園につきましては、樹木管理も含めまして業者の方に委託しているところがございますが、それ以外の都市公園のように直営とか公園管理人をお願いしているところにつきましては、樹木管理までは直接はお願いしてございません。ですので、例えば公園管理人さんが中には自主的にやったださる、片付けをやったださる方もあるんですが、剪定とか伐採につきましては、先ほど、高所作業車のお話もございましたが、高所作業車を使うまでもないような部分につきましては、市の職員が直接公園の方に出向きまして、高いところは高枝切りばさみのようなものを使って作業をしているというのが現状でございます。そして、例えば枝が電線に掛かっているようなところとか、先ほどお話がありました高いところは、職員ではとても危険ですので、その場合は高所作業車を持っている専門の業者をお願いをしてやっているというのが今の状況でございます。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。やはり難しいというのを今のご答弁聞きながら感じているところです。

先ほど、優先順位に応じて手入れというんですか、樹木管理していくというふうにおっしゃってたんですけども、この優先順位というのは、やっぱり木の健康状態とかすぐおっきいと思うんですね。一見良さそうでも、実はもう本当にいつ折れてもおかしくないとか、そういう樹木もあると思います。本当に難しいなと思います。是非職員の方々には定期的な点検を継続していただきながら、市民が安心・安全に遊べる、そして憩える公園を是非作っていただきたいなと思います。

ちょっと一つ、遊具に関しては公園施設長寿命化計画の中でいろいろ危ないとか大丈夫とか判断されているようですけれども、これに樹木が入ってないのはなぜなのか。おそらく国交省で打ち出している公園施設の計画的維持管理の取り組みの中に特にうたわれてなかったから入れてないのかなというふうに感じたところなんですけれども、国交

省では一応植栽という項目でうたわれております。その重点的にストックマネジメントをしなければいけない分類として。市長が公園に子どもの遊具を設置していただいたり、本当に憩える素敵な公園づくりを推進していただいていると思うんですけども、それをトータルして大仙市における公園っていうのは、どういう位置付けなのか、すいません、ちょっと問題大きくなってしまって。樹木も含めて、公園ってどうあるべきかっていう、もしお考えがあったらお聞かせください。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問に対する答弁を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 挽野議員の再々質問にお答え申し上げます。

公園の持つ機能といいますか、もちろん挽野議員がおっしゃられたように市民の憩いの場というのもございますが、私思うに、樹木もなんですが、結局、樹木があることによって環境保全にも役立ちますし、防災の面でも木が火災の延焼を防いでくれるとか、それによって公園が市民の避難場所にもなると。ですので、公園が市民の憩いの場であるとともに防災面でもその機能を果たすとすれば、市民の安全・安心のためには必要な施設ではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（佐藤芳雄） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、令和3年3月定例会で大仙市におけるヤングケアラーの実態と支援について質問させていただきましたが、「ケアラー」という言葉への認知度が上がり、各地で様々な取り組みが進められていることから、再度質問をさせていただきます。

昨年、秋田県が実施主体となり『令和3年度秋田県「ケアラー」に関する実態調査』が行われました。調査の対象は、福祉事務所、高齢者支援関係者、障がい者支援関係者、病院、教育事務所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、合わせて2,774件で、そのうち813件から回答があり、回答率は29.3パーセントでしたが、地域包括支援センター、県・市福祉事務所、児童相談所、教育事務所等、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校は比較的高い回答率でありました。

この結果は、ヤングケアラーだけでなく、家族介護者としてのケアラー全般についての実態調査だったと伺っておりますが、その調査結果の中の、介護等をするようになった理由について申し上げますと、「家族の病気・障がい・精神疾患や入院のため（66.4パーセント）」が全調査機関で最も割合が高くなっており、ほかには、「ほかにケア

する人がいなかったため（38.7パーセント）」「親が家事をすることができない状態のため（33.6パーセント）」「ひとり親家庭であるため（29.4パーセント）」などが高い割合を示しております。

また、そのほかのコメントとして「家族介護を当然のことと思っている」「経済的理由により福祉サービスを利用できない」など、ケアに対する思いや生活困窮者であることを伺わせるコメントもありました。さらに「不登校傾向にあるので、自然にそうになってしまう面もある」「母親が交際相手の家に行く日は、兄弟の世話や家事を引き受けざるを得なくなる」「両親共に日本語と英語が得意ではなく、子どもは日本語、英語、母国語が使えるため」などのコメントも寄せられており、複雑な家庭事情に置かれているヤングケアラーの姿も浮かび上がる。

以上、報告書の一部を紹介させていただきましたが、ほかに学校関係者からは、「ケアラーの問題を行政各機関によく理解してもらいたい。生徒に付き添い、行政窓口でヤングケアラーとして相談したが、一般的な対応しかしてもらえなかった」とのコメントもあり、やはりケアラー問題に特化した窓口の必要性を強く感じたところであります。

この調査結果を受け、秋田県では、ケアラーの方が悩みを相談できるLINE相談窓口「ケアラーサポートLINE秋田」を7月15日に開設しております。LINE公式アカウント「ライン相談あきた」とLINE友だちになり、相談先としてケアラーサポートLINE秋田を選ぶことで、経験豊富な相談員と文字のやり取りができるようになりました。電話だけでなく、LINEを利用することで、ヤングケアラーにも相談しやすい窓口だと感じます。

また、秋田市は本年夏に、市立の中学校、高等学校に通う生徒に対し「ヤングケアラー」の実態調査を初めて行いました。回答は、生徒に渡されているタブレット端末を通じてのアンケート形式でした。さらに、ヤングケアラーに関わる可能性のある支援関係団体等にもアンケート調査を行ったとのことでした。

結果はまだ公表されておりませんが、秋田市は、この調査を通じて子どもたちの実態を把握し、具体的な支援策を検討していく考えだそうです。

昨年、私が一般質問した「ヤングケアラーの実態と支援について」に対しては、当時、実態の把握がまだ進んでおらず、「国の動向を注視するとともに、広く市民の皆様にもご理解いただき、児童・生徒の小さなSOSに気付くことができるよう努める」とのご答弁だったと記憶しております。



そこで質問ですが、本市では、ヤングケアラーについての調査を行ったとお聞きしましたが、その結果と、ほかの世代のケアラーに係る実態については、どのように把握しているのかお知らせ願います。

また、ヤングケアラー支援については、調査結果を基に支援体制を構築すると伺いましたが、ほかの世代のケアラーに対してどのような支援が必要と考えるか、当局のご所見を賜りたいと存じます。

○副議長（佐藤芳雄） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります「ケアラーの実態と支援」に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○副議長（佐藤芳雄） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の、ケアラーの実態と支援についてお答え申し上げます。

市では、今年度、「悩みを抱える子どもの相談体制構築事業」としてヤングケアラーに関する認知度の向上のため、周知用のチラシを作成し、市内の小学校、中学校及び高校の児童・生徒へ配布するとともに、夏休み明けの8月下旬から9月中旬にかけて、実態把握のための調査を行っております。

調査につきましては、市内の小学4年生から高校3年生、計4,953人を対象に行った個別調査と、学校単位で行った学校調査の2種類の調査を行っております。個別調査については61.6パーセントに当たる3,049人から回答がありました。学校調査につきましては36校、全てから回答をいただいております。

調査結果につきましては、現在、詳細を分析中ではありますが、「お世話をしている家族がいる」と回答があったのは、小学生で29人、中学生で22人、高校生で9人ありました。このうち小学生と中学生については、その大半が「弟や妹の世話をしている」との回答がありました。

一方、回答者全体の0.9パーセントに当たる、小学生9人、中学生13人、高校生5人の計27人からは、「父親や母親、または祖父母の世話をしている」との回答があったことから、教育委員会や学校などと調査結果を共有し、必要な支援策を講じてまいります。

また、高齢者のケアラーの実態につきましては、大曲仙北広域市町村圏組合介護保険

事務所で在宅介護実態調査を行っております。この調査は、3年に1回、介護保険事業計画の策定に先立って行う調査で、認定調査の聞き取りの際、本人と家族に対して介護者の続柄や性別、介護の頻度や内容、さらには介護が理由で離職したかどうかなどについて調査したものであります。

この調査の結果を見ますと、主たる介護者の就労状況につきましては59.7パーセントの方が「働いていない」と回答しているほか、介護者が不安に感じることにつきましては「排せつ介助」「入浴介助」及び「外出時の付き添い」との回答が、それぞれ25パーセント前後となっております。このことから、介護者の経済的、身体的負担の軽減を図る必要があると考え、市では在宅介護者向けの支援策といたしまして、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対しまして、「在宅サービス費等利用負担額の一部助成」と「介護用品券の交付」を行っております。

今年度の実績であります。10月末現在で「利用負担額の一部助成」が51件、金額が104万4,220円、「介護用品券」については80件、327万3,750円の支給となっております。

市といたしましては、今後も各種実態調査等の結果を踏まえ、必要な支援が必要などころに届く支援体制の構築に努めるとともに、特に若い人向けにSNSを活用した相談体制の整備についても検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。ヤングケアラーの問題に関しましては、引き続き、いい支援体制をつくっていただきたいなと思います。

ヤングケアラーは、いつまでもヤングなわけではなく、年取って普通の、普通のという言い方変ですけども、ケアラーに移行してしまう場合もあるんだそうです。今お話を伺った介護されているお宅への調査結果、これは皆様のご努力である程度こう目に見えてきているかと思うんですけども、ここの網にかからない年代の家族の介護をしているケアラー、それが介護認定されていなくても、やはりこう介護のような、家族の支えを担っている市民っていらっしゃる、ちょっと私の知り合いにもいるんですけども、そういう方々の実態を把握するために、ぜひ、どのように調査していいのか私もちよっ

と分からないんですけれども、そこの網にかからない方々にどのような支援体制を構築できるのか、その辺についてももしお考えがありましたらお聞かせ願います。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

この件につきましては、様々な情報等を収集していくとともに、他の自治体の取り組み等も把握しながら、大仙市としてふさわしい支援方法を検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくご理解くださるようお願いいたします。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） とても難しい問題だと思うんですけれども、引き続きよろしく願いたいします。

ケアラー問題というのは、家族介護というのは、若者だけでなく全世代の問題と捉えるべきだと思います。介護者というのは孤独になりやすい、相談するところがないとか、孤独に、孤立になりやすいというふうにお聞きしています。誰一人取り残さない大仙市を目指して、ケアラーの人権を最大限に守るため、仮称ですが、ケアラー支援条例を制定してはいかがだと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 挽野利恵議員の再々質問にお答え申し上げます。

まずは大仙市として現在実施している事業の実績や、今後、実施したヤングケアラーに関する実態調査、その結果をしっかりと詳細分析を行った上で、市としての具体的な施策等を講じていくことが肝要であるというふうに思っております。現時点としましては、ケアラー条例の制定につきましては、考えていない状況にありますので、ご理解いただきたいとお願ひ申し上げます。

○副議長（佐藤芳雄） これにて5番挽野利恵議員の質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○副議長（佐藤芳雄） 次に、3番佐藤文子議員。

（「はい、議長、3番」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 佐藤文子議員。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○副議長（佐藤芳雄） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。早速通告に従い、質問させていただきます。

はじめに、高齢者の難聴対策についてお伺いたします。

一つ目には、令和3年7月の加齢性難聴者の実態調査について幾つかお尋ねいたします。

私は令和元年第3回定例会以降、4度にわたり加齢性難聴者への補聴器使用を勧めるとともに、その購入助成を求める質問を行ってまいりました。

令和3年第4回定例会質問への答弁では、令和3年7月に65歳から85歳の約2万人の中から無作為に抽出した750人に行ったアンケートで、527人から回答を得たその結果について述べておられます。回答者の4割に当たる208人が耳が聞こえにくくなったとしているものの、うち144人は出掛けることをおっくうに感じていない。134人は日常生活に支障がない、136人は会話することに抵抗感はないとしており、令和元年7月実施の実態調査時同様、聞こえにくさはあるものの日常生活に支障なく生活できていると推測されるとしております。

また、聞こえにくくなった場合には、6割以上の方が医療機関の受診を考えており、実際に補聴器を持っている人は全体の5パーセントに満たない24人ですが、そのうち10人は雑音が入る、取り付けが面倒、聞き取りにくいといった理由で使用していないとのことでありました。

市では、これらの調査結果に加え、国の研究機関において、補聴器を使用することで認知機能がどのように変化するか結果が示されていない状況から、現時点での事業実施、つまり補聴器購入助成は難しいものとしておりました。ここでまず昨年7月に行った実態調査について今一度伺います。

一つは、耳が聞こえにくくなったとする208人のうち144人は出掛けることをおっくうに感じていないけれども、では残る64人はおっくうに感じているということなのか。

二つ目には、134人は日常生活に支障はないけれども、では残る74人は支障があると感じているのか。

三つ目には、136人は会話をすることに抵抗感を抱いていないが、残る72人は抵抗感を抱いているのか。

四つ目には、もしそうだとすると、耳が聞こえにくくなった方々の3割という多くの人が日常生活やコミュニケーション等に不便さを感じながら生活していることになるのかどうか、その点をお聞かせ願います。

また、アンケートに回答いただけなかった対象750人中223人も、日常生活に支障を来している方が相当数いらっしゃると思われませんが、この点についてはどうでしょうか。

六つ目には、アンケートに回答された527人中、補聴器を持っているのはわずか24人で、しかもそのうち使用していない人が10人もいるということは、補聴器の利便性についてほとんど浸透していないこと、補聴器に対する偏見や誤解があること、購入前後の適切な補聴器使用ができていないことなどが考えられますが、どうでしょうか。

以上、この6点について答弁を求めます。

二つ目には、高齢難聴者の早期発見と補聴器購入助成についてお尋ねいたします。

厚生労働省は、令和2年度老人保健推進等事業で「自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」を行い、調査報告書が令和3年3月に発表されております。

この調査は、自治体における難聴高齢者支援の実態を把握すること、自治体が実施する難聴高齢者を把握する取り組みと補聴器利用等により社会参加等につなげる上での課題及び対策を明らかにすることを目的とした事業でありました。

調査報告書によりますと、この研究の考察を次のように述べております。

一つに、自治体における難聴の把握の取り組みが十分になされていないことが分かった。各自治体の課題を明らかにするとともに、それに応じて自治体の取り組み強化の検討が求められるとして5点を挙げております。

一つは、難聴を早期発見する仕組みを構築すること。二つ目には、難聴が疑われた時、医療機関への受診勧奨ができるよう、耳鼻咽喉科との連携の仕組みを整えること。三つ目には、受診勧奨から適切な補聴器利用のために、補聴器相談員や認定補聴器技能者の周知を図ること。四つ目には、補聴器装用後、装用を継続するために難聴高齢者のフォローを行うこと。五つ目には、難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要、この5点であります。

こうした結果を受け、東京港区では、難聴の早期発見から補聴器相談医の受診、補聴器購入時の認定補聴器技能者による調整やアフターケアまで、継続して支援することが

できる内容の助成制度の検討を進め、本年4月1日から「港区モデル」による高齢者補聴器購入助成事業を実施しております。助成額は、補聴器購入額上限13万7千円、ただし、住民税非課税者は購入額の2分の1、上限6万8,500円と、画期的なものであります。また、港区の医師会は、区に先駆けて独自に65歳以上の区民を対象に無料の聴力検査と調査を行い、難聴が仕事やコミュニケーションの阻害要因とならないよう、聴力検査を速やかに導入するよう要望を提出しているとのことであります。

WHOも30年後には世界に4人に1人が難聴という、超難聴時代になると予測し、難聴になることで命に関わる災害情報を聞き漏らしたり、コミュニケーションの低下で認知症リスクが高まること、これらは広く認識されるようになった今、新たな高齢者支援として、高齢者の難聴対策は喫緊の課題であります。耳が聞こえにくくなっても生活の質や社会生活を維持し、安心して暮らせるように、潜在する難聴者の早期発見のための検診体制や補聴器購入助成とともにフォローアップ体制を検討すべきではないでしょうか。

昨年7月に行った難聴アンケートの結果を、今後の高齢者支援対策にどう生かすのか、考えがあればそれも含めてお尋ねいたします。

以上です。

○副議長（佐藤芳雄） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告であります「高齢者の難聴対策」に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○副議長（佐藤芳雄） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、高齢者の難聴対策についてであります。はじめに、令和3年7月の加齢性難聴者の実態調査につきましては、耳が聞こえにくくなったと感じる208名のうち、「出かけることをおっくうに感じていない」人は144人、「出かけることがおっくう」と答えた人は32人、そして未記入が32人となっております。「日常生活に支障がない」人は134人で、「日常生活に支障がある」人は62人、未記入が12人となっております。また、「会話に抵抗感がない」人は136人、「会話に抵抗感がある」人は47人、25人は未記入という結果となっております。

数字だけで判断できるものではありませんが、耳が聞こえにくくなった方の2割から

3割の方は、何かしらの不便は感じているということになります。

一方、令和3年第4回定例会でお答えいたしましたとおり、約6割を超える方は、耳の聞こえにくさはあるものの、日常生活に支障なく生活できていると推測される場所でもあります。

今後も難聴による認知症発症リスクの普及啓発や情報提供を行い、何かしらの不便を感じている方が相談できる体制を整え、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

補聴器の利便性につきましては、難聴を自覚した時に医療機関を受診していただくことを第一に考え、現在の補聴器の性能を踏まえ、専門医とご本人が相談の上、補聴器の使用の有無や機器の選択を判断していただくことが妥当であると考えております。

次に、難聴高齢者の早期発見と補聴器購入助成につきましては、議員ご質問のとおり厚生労働省において研究が行われているところではありますが、現段階では補聴器の使用による認知症の発症率が低下するエビデンスが示されておらず、その結果が待たれるところでもあります。

早期発見につきましては、認知症の発症予防を含め、専門医の見解等を伺い、関係機関と情報交換しながら、仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

また、補聴器購入助成につきましては、国の研究機関での調査結果と国の動向を注視し、県や他の自治体での取り組み状況等も把握しながら、その必要性について判断していきたいと考えております。

現在、昨年7月に行ったアンケート結果から、難聴が認知症の発症リスクの一因になり得ることの周知と、高齢者が健康でいきいきと生活を送れるよう、介護予防の普及に努めてまいります。

以上になります。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 佐藤文子議員。

○3番（佐藤文子） 難聴者が、高齢者が認知症リスクが高くなるという、そういうふうな面での啓発を進めていくと、そういうふうなことご答弁いただきました。私はこの啓発というふうな点で、第2質問でぜひ進めてもらいたいというふうなことを申し上げるつもりでした。それで、ただその啓発には、やっぱりその補聴器、難聴の問題と併せて、

その補聴器の装用を啓発する、この部分もきっちりと入れて取り組んでいただきたいと、そういう取り組みを進める中で、当然補聴器の使用や、また、補聴器装用を勧めるために、市はどういう支援をしたらいいのかというのがおのずと出てくると思いますので、ぜひ高齢者難聴の認知症リスクと関わりがあるその啓発に加えまして、補聴器の使用についての啓発もぜひ進めていただきたと思います。一つ目の質問はこれで終わります。

○副議長（佐藤芳雄） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 2番目に、高校通学定期券購入助成について要望いたします。

先日、横手市内の高校にバスで通う子どもさんのお母さんから、通学定期券購入に助成できないかとの要望が寄せられました。定期代は月額2万円を超えるとのことであります。

文部科学省、平成30年度調査の子どもの学習費調査を参考に見ますと、私立高校、公立高校の学費平均を紹介した資料なんでありますけれども、これによりますと、学校教育費に含まれる通学関係費は年間平均、公立高校では7万9,432円、私立高校では11万4,033円となっておりますので、要望を寄せてくださった方の場合は平均の2、3倍以上の通学費ということになります。この点での経済的支援はあってしかるべきではないかと私は思います。

秋田県内では、内陸線利用を補助する仙北市や北秋田市、定期券の2分の1の補助を行っている井川町、バス・JR定期購入分8割を助成している東成瀬村、その他潟上市などが実施されているようです。その他、通学費助成は全国各地の高校、自治体で行っております。多くの高校生が遠距離通学を余儀なくされる地方都市では、通学費に大きな負担がかかります。せめてバスや電車で通学する高校生には、定期券購入に助成すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤芳雄） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります「高校通学定期券購入助成」に関する質問につきましては、企画部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○副議長（佐藤芳雄） 伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 質問の高校生への通学定期券購入助成についてお答え申し上げます。

高校生の通学につきましては、これまでの学区内の小・中学校への通学に比べまして、



お住まいの地域によっては市内間の進学であっても通学距離が延びること、また、市外の高校へ進学する機会も増えることなどにより、学区域が広がるという特徴を持っております。このため、高校教育では、これまでにない費用面で影響を受けるという課題もあり、通学費が高校生の教育機会を阻害する要因と成り得る可能性もあるかと存じます。

一方で、高校への進学については、子どもたち自身が自分の進みたい高校を選択し、通学しているのが基本であり、通学費は原則として自己負担となっております。また、ご家族におかれましても、その意思を尊重し、かつ家計の維持などを踏まえて進学を後押しされたものではないかと認識しており、同一の考えを持った上でのご判断の下、高校を選択したものというふうに捉えております。

しかしながら、高校教育における経済的負担は通学費のみならず、諸活動費などを含めると多額になるものと感じているご家族は少なからずおられるものというふうに考えております。

こうした状況から、現在、高校進学への経済的援助として、所得制限はありますが、授業料に充当する国の「就学支援金制度」や授業料以外の教育費を軽減する奨学給付金などの修学支援が用意されております。

また、本市においても、ふるさと定住を条件とする一部償還免除を盛り込んだ奨学資金貸与制度や返還助成制度を設けるなど、次世代を担う人材の育成と確保を図っており、さらには18歳までの医療費無料化も実施しております。このほか、バス事業者による学生割引や民間資金による有利な教育ローンの充実など、官民挙げて学びを応援する環境づくりと子育て世帯の経済的支援を行い、様々な側面から負担軽減を図っております。

こうしたことから、高校進学がご家族を含めた総合的な判断であることを尊重しつつ、ただ今申しあげました高校での教育活動全般にわたる手厚い支援制度が用意されていることを踏まえまして、当該既存制度をご活用いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、佐藤文子議員。

○3番（佐藤文子） 高校生に対する支援も様々な形で行っているというふうなことでありますが、交通費につきましては、高校、実はこういう「知事への手紙」というふうなことで、高校生が秋田駅の近くに高校が集中していますが、秋田市以外から通学してい

る学生が多いと思います。学割購入への補助お願いしますという要望を出したところ、それへの県の方のご答弁は、高校は広域性という特徴を持っており、生徒は自分の行きたい学校を選択し、通うのが基本です。公平性の観点からも、高校生の通学に対する全県的な支援制度の導入については検討すべき課題が多いと考えておりますというふうなことで、やらないという立場を表明しているわけですがけれども、今ご答弁いただきました根幹であるその助成の問題については、この県当局の考え方と同様のものなのではないかなというふうに思っております。

遠距離通学学生の多くが、家族による送迎だとか家族の通勤車で一緒に通学するようになっている。これによって通学費の軽減につながっていることはもちろんでありますけれども、親御さんにとっては子どもの送迎中、子どもと会話ができるという楽しいな時間でもあるというふうに私は承知しております。こうしたことが当たり前のようになっておりますけれども、こうした条件がなく、バスや電車で遠距離通学されている方が多いのも事実であります。進路や目標に向かって選択した高校が遠距離であっても、自分で選択したのだから通学は自分の責任で頑張んなさいという考え方、このままでいいのでしょうか。その点、もう一度考え方をお聞きしたいと思います。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

ご自分で選択したということで進学しているということは、これはもちろんのことだということ、それから、先ほども申し上げましたが、ご家族も同意の上であるということで、そういった選択をしたものというふうに我々は捉えております。

なかなか近くにそういった学校がないということは当然であろうかと思えます。ただ、通学費という側面だけを捉えれば、確かに高額であるというふうに思われるかもしれませんがけれども、先ほど申し上げましたように様々な制度、これ以外にも例えばインフルエンザの助成ですとか、そういったことも当市では用意しております。こういった総合的な面から勘案しますと、様々な経済的負担への軽減策をとっておるというふうなことでご理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、佐藤文子議員。

○3番（佐藤文子） 通学費は学費の一部であります。人口減少と少子化の進む地方にあっては、特にどの市町村にも高校があるわけではないですから、多くの高校生が遠距離通学をしていることとなります。そういう意味では、学費の格差をなくして、安心して通学して学べるようにするというのは、将来の日本を担う人材育成、これに寄与する教育行政、しっかり行っていく、それが必要なのではないかと思います。そういう立場からもね、せめて通学定期券の購入に、やる気さえなればこの基準の設け方は様々できることだと思います。上限何ぼというふうに決める場合もありましょうし、また、何キロ以上通っている人というふうなことで決める場合もあるでしょうし、その辺はやる気にさえなれば基準というふうなものは、おのずと決められてくるものだと思います。せめて通学定期券購入に助成をするという前向きな姿勢をぜひともお持ちいただいて、今後の検討をしていただけるようお願いして、この項についての質問を終わります。

○副議長（佐藤芳雄） 次に、3番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 質問の最後に、花火出品業者宿泊施設・大会管理運営施設についてお尋ねいたします。これで続けざま3回目の質問となりますが、ちょっと懲りないでちょっと聞いていただきたいと思います。

一つ目には、前回第3回定例会での答弁と関連してお尋ねいたします。

10億円の建設費で宿泊室40室のこの施設は、第3回定例会質問への答弁で「宿泊業として利益を得ることを目的ではないこと」「花火師が泊まれる夏の大会の日以外は必要時のみ利用される施設であること」「具体的な運営方法は、今後、商工会議所が検討することとなること」「市はこの施設を様々な場面で活用する」ということが述べられました。利益目的の施設ではなく、市も様々な事業で活用するこの施設、これは公共施設という位置付けになるのかどうか、まずお答えいただきたいと思います。

二つ目には、公共施設にしても民間施設であっても、建物建設に当たっては明確な施設の目的と必要性、利用計画、運営方法があって、それにふさわしい場所の選定も含め、建設計画、財政計画が出てくるものだと思いますけれども、施設目的や利用計画、運営方法は後回し、これはちょっとあまりにもずさんではないでしょうか。あの場所での建設ありきで進められているとしか思えないのであります。このような形で建設を進めようとするのに、問題はないのでしょうか。当局のお考えをお聞かせください。

三つ目には、市はこの施設を大きな成果が得られるよう、市としても様々な場面で活用させていただくとしておりますが、大きな成果とは地域経済の活性につながる、その

ことを意味しているのでしょうか。施設は宿泊施設なのですから、市内の民間の宿泊施設に泊まる客がそちらに流れるといった現象が起これば、それは民営を圧迫することになりかねません。市内の既存の宿泊施設の収容人数を超える宿泊者を迎えるような事業がどれだけあるかは分かりませんが、平素は既存施設で十分対応できるのではないかと思います。民営を圧迫する心配はないと言い切れるのでしょうか。このことについてお答えください。

四つ目には、施設建設費や借入金償還は花火振興事業特別会計支出項目に計上した施設建設費と基金引当金が充てられています。この分を含めて花火振興事業特別会計の収支は同額の7億9,938万を計上しております。特別会計の収入のほとんどは観覧席料であり、これだけの収入を得るために非常に高い観覧席料に設定しております。大曲の花火の観覧席は日本一高いともいえる料金になってしまいました。観覧席料の収入が、実は花火以外の様々な事業で利用する施設建設に使われようとしているのが、私は大変不条理と感じているのです。そのことは、これまでも再三に訴えてまいりました。施設建設に当たって、会員や市に負担を求めないとしておりますが、既に市民や観客の直接負担増につながっているのが実態ではないでしょうか。しかし、その施設は市民要望でもないし、批判が渦巻いて、観客にとっては寝耳に水のものであります。

そこで伺います。観覧席料が花火以外の様々な事業でも活用する施設に利用されるというのは、目的外利用とも捉えられますが、いかがでしょうか。また、市の事業でも利用することになるのだから、不測の事態、財源不足など生じた際には、維持費や運営費などへの市の補填を求められることがあり得るのではないかと思います。この点についていかがでしょうか。

以上です。

○副議長（佐藤芳雄） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の三つ目の発言通告であります「花火出品業者宿泊施設・大会管理運営施設建設」に関します質問につきましては、経済産業部長に答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○副議長（佐藤芳雄） 富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 質問の、花火出品業者宿泊施設・大会管理運営施設についてお答えを申し上げます。

はじめに、施設の位置付けにつきましては、当施設は大曲商工会議所が、花火出品業

者の宿泊や大会運営のために設置するものでありますので、公共施設ではございません。

次に、施設の建設につきましては、「大会本部の集約強化」「出品花火業者の宿泊場所」「花火による交流推進」という目的を達成するため、適地を選定した上で大曲商工会議所常議員会において、建設計画、予算計画も含め、1年以上にわたり議論されまして、令和4年3月の通常議員総会において機関決定されたものと承知しております。

次に、民業圧迫の懸念につきましては、この施設は、全国花火競技大会時の花火出品業者の宿泊が第一義であり、それ以外は、花火産業構想における花火を通じた交流推進や地域経済の活性化に資する役割が期待されるものです。本事業に関しては、日本商工会議所からも「民業を圧迫しないのであれば積極的に進めていただきたい」という意見をいただいたと伺っておりますので、宿泊関連業者に配慮しながら運営されるものと理解しておるところでございます。

次に、観覧席料の使途と施設運営上の財源不足に係る補填につきましては、この施設は、「大曲の花火」開催時の花火師の宿泊及び大会本部体制強化のほかにも、花火による交流推進に資する施設としての活用が主たる内容であり、花火に関連する利用が優先されるものと考えておりますので、観覧席料が財源となることは自然なことであると考えております。

また、これまでの答弁でもお答え申し上げますとおり、大曲商工会議所からは、将来にわたり建設、運営に関しての補填を市に対して求めないと伺っており、市といたしましても、本施設に対しての特段の財政支援を行う考えはございません。

以上でございます。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、佐藤文子議員。

○3番（佐藤文子） 宿泊施設は、とにかく花火師が泊まる施設なんだと、そういうことで公共施設ではないという、そういう単純な答弁でございましたけれども、でも、しっかり365日の1日以外は、市も十分地域活性化に資する使い方をしっかり行いたい。修学旅行、農業体験学習、こういったところでしっかり利用しながら、しかし、この施設は利益を目的とした施設ではないのでというふうなことで、そこに集まる方々は実費程度で利用し、宿泊する場合もあるでしょう。ですから、市もかなり利用する施設であることは間違いのないというふうなことを考えますと、誰もかれも泊まりたい、泊まり

たければどうぞというふうにはいかない施設、そういう意味で民間のこの宿泊施設とは違ったその公共的な利用に資する施設といえるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

それから、民営圧迫につながらないということを前提に、どうぞ事業を進めてくださいといったのは6月定例会で述べられた答弁でありました。しかし、この施設ができて、本来であれば研修、学習で来られた皆さんが市内のビジネスホテルや、あるいは一般のホテルに宿泊する、こういうふうなことで市内の既存施設業者が利用できるはずなのに、この施設ができたことによってこの宿泊が、市内の既存の施設には宿泊をしないというようなこと、こういう状況がもし生まれたら、もしというよりも、そういうふうなことがかなりの確率で起こり得る、これはまさに民営を圧迫する、そのことにつながるのではないかというふうに思うんですね。そうだと思いますが、その点、もう一度確認お願いしますよ。

そして、市の負担を求められることは、まずお互い確証ないと。絶対ないと。いろいろ過去の花火事業に、四季の花火などで、完全に商工会議所が主催し運営するというふうになっていた四季の花火、段々市の支援を実際求められている。金も人も求められているというのが実態ではないでしょうか。だから何かあんまり言いたくありませんけど、絶対ないというのは、よほど証文にでも書いて、お互い判子し合って証拠を残さない限りはね、当てになりません。そういうふうなことまでしても、この市の負担を求められる不安は全くないと言い切れるのですか。このことをもう一度お聞かせください。

○副議長（佐藤芳雄） 再質問に対する答弁を求めます。富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 佐藤文子議員の再質問にお答えを申し上げます。

質問内容は、まず三つあったかと思えます。

まず一つ目の、365日分の1というふうなことでの364ですか、こちらについては花火以外のものに使われるというようなことについてでございますが、まずこの施設については、先ほどから申し上げているとおり、花火師の宿泊に必要であるというふうなこと、そして大会本部の強化、そして交流の推進というふうなところで、大曲の花火を持続可能なものにするために必要な施設であるというふうなことは共通の理解をいただいているものというふうなことでお話を申し上げさせていただきわけですが、例えば365日のうち1日だけその施設をオープンするというふうなことになりますと、その大会といいますか、その施設を維持管理していかなければならないというふうなこ

とになるかと思えます。例えば浄化槽、年に1回しか使わない浄化槽なんていうのは、例えば水が腐ってしまうとか、例えば空き家にずっと364日間しておくとなると、やっぱり建物の傷みもひどくなるかと思えます。そういった意味では、普段から利活用されるというふうなことが必要になるのではないかと思います。その利用方法等につきましては、先ほど来から申し上げておおり、民業を圧迫しないような形で花火産業構想が目的としているそういった目的を達成するのに資する建物なのではないかというふうなことで考えているところでございます。

二つ目、この施設が例えば宿泊業というものにこだわって、民業の圧迫につながるのではないかというふうなご心配でございますが、私、秋田県の観光入り込み客統計調査というものをちょっと調べてみました。大仙市の宿泊施設は、合併当初の平成17年、市内には42の施設がありましたが、いわゆる施設の老朽化、または事業の継承というふうなところでうまくいかず、現在は32の施設が営業をしていると。中には休業しているものもありますので、建物はあってもやっていないという。宿泊可能人数につきましては、JR大曲駅前の商店街に建設がありましたホテルが平成20年建設、開業しておりますが、その時の宿泊人数がピークで約2,300人でした。現在は1,800人程度で推移をしているというふうな状況であります。市内の宿泊数は令和2年、令和3年は、ちょっと新型コロナウイルスの感染でだいぶ落ち込んでおりますが、現在は持ち直しているというふうな宿泊業者からの聞き取りもありますし、また、大仙市というのは大変交通の便が良いところで、ホテルの宿泊者数のいわゆる稼働率というんですか、そういったものが高うございまして、今年度に入りましてからはウイズコロナで経済の活性化といいますか、経済が普段どおり回るようになったというふうなことと、秋田県沖で行われております洋上風力発電、そういった関連の営業マンであったり工事技術者など、そういった方々が能代、秋田に泊まれず、こちら大仙市にたくさんの方が泊まっているような状況で、逆にいうと大仙市に泊まれずに横手や湯沢へお客さんが、言葉は悪いですけども逃げていっているというふうな状況だそうです。そういったことを考えると、宿泊業というふうなことで考えますと、大仙市に泊まれるホテルが新たにでき上がる、宿泊施設ができ上がるというふうなことは、地域経済にとっては大変プラスになることと考えておりますので、そういった意味でも利用の方法並びに大仙市の宿泊状況といいますか、そういったことを鑑みますと、民業の圧迫には決してつながらないものと思えますし、特別認可法人であります商工会議所が運営する施設でありますので、そ

ういったところには十二分に配慮された運営がされるかと思えます。

そして最後の建設費、運営費に対しての絶対というようなお話ですけれども、そちらについては、証文を交わしてまでやるべきであるというようなお話がありました。こちらの大曲の花火については商工会議所も市も共催と、いわゆる家族みたいな形で運営をしております。例えば家族の中でお金がショートしたと、そういったところに証文を取ってまでお金を貸したり出したりというふうなことを行うべきなのかというふうなことも少し考えていただければありがたいかと思っております。

先ほどから言っているように、いわゆる経済団体の商工会議所の会員が機関決定の中で大曲の花火の投資であると、未来への投資であるというようなことで頑張ろうとしている事業に対して、市といたしましては、その事業に対して水を差すようなことはできないのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（佐藤芳雄） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） はい、佐藤文子議員。

○3番（佐藤文子） 今の答弁に一つ一つ質問していると三つ目の質問できませんので、いずれあちこちの仕事などで来られた方々が宿泊する場所が、既存施設が相当減っているので新たなものができることは、そういう方々も泊まれる状況になるんだと。何かさっき言ったのと矛盾した答弁だと私は思います。しっかりとしたやっぱり宿泊施設としての利用の仕方をしようとしている。公共施設ではないけれども、でも、利益を得るための施設ではないというふうな、相矛盾したちょっと話を伺ったところでもあります。

いずれこの施設建設に対して、様々な市民からの不満や批判や、そして疑問。市はそれに対して一貫して、市商工会議所が事業主体となって造る、もう既に決定したのだからというふうなことで、立ち入る隙の与えない、そういう状況でやってきたことは間違いないわけであり。そして、造った以上、どのように使うのか、これからみんなで考える。これもこの前の答弁で話されたことではありますが、こういう建物を、市も関わる、あるいは公的団体であります商工会議所が、こういう感覚で建物を造る。非常に問題だと思っております。よほど金の使い道に困っている大金持ちの発想です。今日の社会経済情勢の中では考えられないことでもあります。ましてやね、自治体の事業を、こんな形でやることは、絶対ないし、あってはならないことだと思いますけれども、商工会議



所だって同様だと思います。そういう意味では、この施設建設をめぐる様々な問題が大変起きている現実。どうしてこんなことになっちゃったのかといえば、やっぱり最初に、その必要性について、最初から市がしっかり関わって市民に対して情報を提供し、議論をする場を与えてこなかった、そのことが一番の問題だと思っています。そういう意味では、今この施設に対する、建設に対する市民は賛意を持っておりません。そして、批判が多く出されております。市のこれまでのやっぱり商工会議所が決定したのだからという、そういう態度で傍観してきた、このことが今の混乱の大もとになっていると思います。しっかりこのことを肝に銘じて、はっきり言います。この建設は、中止すべきだと私は改めて申し上げ、質問を終わりたいと思います。県内各地でも今の資材高騰などで、計画した建設事業の予算見通しがつかないなどということでも中断に追い込まれる、英断をされる自治体も出ております。そういう意味で、この施設建設、それこそ今一度踏みとどまって検討をしていただく余地があるのではないかというふうなことを申し上げて質問を終わります。

○副議長（佐藤芳雄） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

---

○副議長（佐藤芳雄） 日程第2、議案第143号から日程第22、議案第163号までの21件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤芳雄） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第143号から議案第163号までの21件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○副議長（佐藤芳雄） 日程第23、陳情第13号から日程第26、陳情第16号までの4件を一括して議題といたします。

本4件は、陳情文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたします。

---

○副議長（佐藤芳雄） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、12月8日から12月14日まで、7日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（佐藤芳雄） ご異議なしと認めます。よって、12月8日から12月14日まで、7日間休会することに決しました。

---

○副議長（佐藤芳雄） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る12月15日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午後 2時28分 散 会